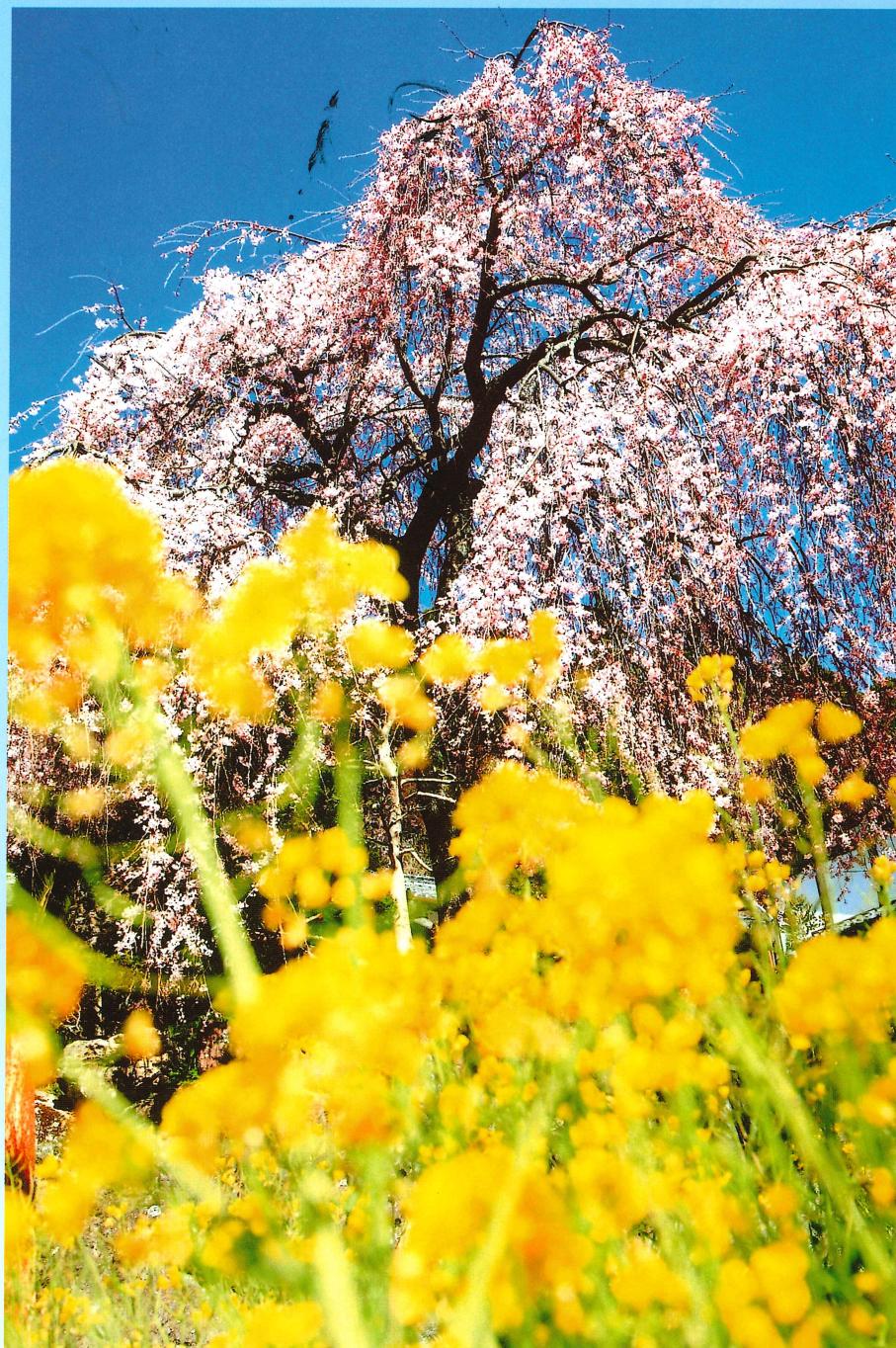


会

Vol.49
2016.1

報

KOCHIKEN TOCHIKAOKUCHOUSASHIKAI



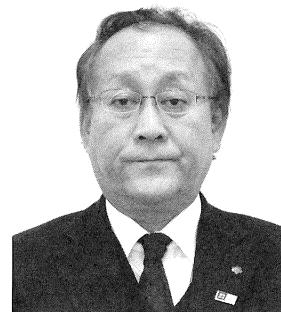
高知県土地家屋調査士会

CONTENTS

新年のご挨拶	●会長 谷相 恒行	1
新年のご挨拶	●高知地方法務局局長 大野 政徳	2
新年のご挨拶	●高知県司法書士会会长 黒石 栄一	4
新年のご挨拶	●高知弁護士会会长 大塚 丈	5
新年のご挨拶	●高知県行政書士会会长 田岡 崇	6
新年のご挨拶	●高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 泉 清博	7
新年のご挨拶	●高知県土地家屋調査士政治連盟会長 南 茂	9
平成 27 年度表彰		11
新入会員挨拶	●山本 亮 / 濱口輝幸	13
各部からの今年の抱負		15
● 総務部／社会事業部／財務部／業務部／研修部／広報部／境界問題 ADR センター		
平成 27 年度高知県土地家屋調査士会 第 64 回定時総会議事録		21
平成 27 年度法第 14 条地図作成作業、地籍調査作業等の報告		30
平成 27 年度法第 14 条地図作成作業に参加して		34
地籍調査業務に携わってみて		35
申年生まれのアンケート		37
特集 マイナンバー制度の実務への影響と対応		40
御礼申し上げますソフトボール大会		54
行事日程／事務局だより		57

新年のご挨拶

会長 谷 相 恒 行



新年おめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、ご家族ともども心新たに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は土地家屋調査士制度制定 65 周年の節目の年であり会員の皆様には、日本土地家屋調査士会連合会・土地家屋調査士会四国ブロック協議会の事業をはじめ土地家屋調査士制度の啓発及び我々の社会的認知を深めるべく日常業務はもとより、無料相談会の実施や法 14 条地図作成作業並びに地籍調査事業等への参画を通じてご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、現在わが国において問題となっているひとつに少子高齢化・人口都市一極集中化に伴う不在地主問題や空家問題等があります。これらの解消には個人情報保護法や固定資産税の問題などがありますが、国家・地方行政機関並びに隣接法律士業団体の皆様との連携が重要であります。そして現場を担う私達土地家屋調査士として、この問題解消に向かい何が出来るか、また何をすべきかについて連絡協議会への参画を通して行政や県民の皆様に提案し、行動をして行くことが求められる年となることと考えております。的確な言葉でないかもしれません、好機と捉える前向きさが必要であります。どうか会員各位のご意見を広くお聞かせ願いたいと思います。

次に会務運営についてであります、本年度も事務局態勢の充実強化は勿論のことですが、各種事業についての会員一致体制で臨む事をお願いしたい。それには会員各位の研修会への参加の徹底と土地家屋調査士としての倫理について再認識をしていただき、申年にふさわしいポジティブな良き一年となりますよう期待いたします。

おわりにあたり会員各位のますますのご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

新年の御挨拶

高知地方法務局局長 大野政徳



高知県土地家屋調査士会会員の皆様には、お元気で新しい年を迎えたこととお慶び申し上げます。

また、平素は登記行政の適正かつ円滑な運営につきまして、深い御理解と格別の御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

会員の皆様に、法務局における表示登記を中心とした関係事業について、御報告いたします。

まず最初に「登記所備付地図作成作業と筆界特定制度」についてです。

法務局は、これまででも登記所備付地図作成作業を実施し、登記所備付地図の整備を進めてきていたところですが、更なる推進を図るため、本年度から「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定するなど、全国における地図作成作業を従前よりも拡充して、今後10年計画で200平方キロメートルの地図を作成していくこととしています。加えて、大都市の枢要部と地方の拠点都市において、30平方キロメートルを、更に宮城県などにおいては、震災復興型の地図整備を実施することを予定しています。

当局は、大都市型の地図整備の実施はありませんが、本年度は高知市秦南町一丁目、二丁目の全部、前里、東秦泉寺及び塩田町の各一部の地域において、0.42平方キロメートル、1,844筆を対象として作業を実施しています。本事業につきましては、会員の皆様から御支援をいただき、昨年末に縦覧も終え、おおむね順調に処理が進んでいるところです。引き続き、円滑な事業の実施について御協力をお願いいたします。

また、筆界特定制度につきましては、制度発足から10年目に入り、筆界特定制度は、制度の定着が図られ、当局におきましても、相応の利用実績が挙がっております。この状況を勘案すれば、筆界特定制度は、国民に定着しつつあるといえるものと考えております。会員の皆様には、筆界調査委員の方々を中心に多大な御尽力をいただいておりますところ、法務局としましても、今後も、適正・迅速に事件を処理し、利用者である国民の皆様からの信頼と期待に応える所存ですので、引き続き、御支援をよろしくお願いいたします。

次に、「登記申請のオンライン利用の促進について」です。

法務省民事局は、平成25年6月14日に閣議決定されました「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、平成26年4月1日に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定された「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」の政府計画に従い、登記のオンライン利用の拡充・定着に重点的に取り組み、利用促進のための効果的な方策等を検討しているところです。

当局におきましても、利用者ニーズを把握し、利便性の向上に向けた要望を行うなど、オンライン申請の利用促進に努めてまいりますので、皆様には、これまでもオンライン申請の利用促進につきまして特段の御理解と御協力を賜っているところではございますが、更に積極的な利用をお願い申し上げます。

次に、「全国一斉！法務局休日相談所」についてです。

当局では、昨年10月4日（日）に高知県内の4か所の法務局において、「全国一斉！法務局休日相談所」を開設し、会員の皆様には、相談員として御協力いただきました。また、本局におきましては、同時に開催しました「土地の境界問題無料相談所」においても、貴会の「境界問題ADRセンターこうち」に多大な御協力をいただきました。誌面をお借りしまして、お礼申し上げますとともに、今後とも、引き続き、貴会及び会員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、「空家対策の推進」についてです。

時代の変化に伴い、現在、適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが社会問題化しており、総務省によると、全国の空家は約820万戸に上っているといわれております。そこで、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のために対策が必要であるとして、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布され、同法第5条に基づき、本年2月26日に、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」が策定されました。

この指針によりますと、市町村は、協議会を組織して、空家等対策計画の作成・実施を協議し、空家等対策を実施していくものとされており、法務局は、国の機関として市町村と密接な連携が求められているところです。

今後、市町村からは、登記事項証明書の交付請求等の依頼等が想定されますが、当局におきましても、空家等対策に関する対応につきまして、適切に協力の上、対応する所存ですので、会員の皆様にも御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、国民の権利保全や各種事業の遂行の基礎となる不動産の表示に関する登記を適正に実施するためには、貴会及び会員の皆様の御協力が必須と考えております。当局としましても、今後とも、国民の皆様の信頼に応えられるよう取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、高知県土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

新年のご挨拶

高知県司法書士会 会長 黒石栄一

新年明けましておめでとうございます。

平成28年の新春を迎えるご挨拶を申し上げます。このような機会を賜りましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

貴会会員の皆様におかれましては、心新たに輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

貴会並びに会員の皆様におかれましては、不動産の状況を正確に登記記録に反映することによって不動産取引の安全の確保、国民の財産を明確にするという極めて公共性の高い使命に基づき、地図混乱地域の地図訂正、国土調査法に基づく関連業務、筆界特定業務、土地境界ADRへの取り組み等々、多面にわたりご活躍されております。心より敬意を表したいと存じます。

また、貴会が主催する恒例のソフトボール大会は、今や、当会にとりましても会員間並びに隣接関係団体の皆様との大切な親睦の場となっております。開催にあたっての貴会のご尽力に改めて感謝申し上げます。

さて、貴会と当会とは、登記法務行政の両輪であり、登記という法的手続をもって、国民の権利の擁護と保全に寄与していることを誇りとする友好団体です。また、平成27年5月26日に空き家対策特別措置法（空家等対策の推進に関する特別措置法）が完全施行されましたが、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家問題の解決には、土地家屋調査士と司法書士の不動産登記に関する専門性は欠かすことができないと存じますので、貴会との更なる連携をお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

高知弁護士会 会長 大 塚 丈

新年あけましておめでとうございます。

平成28年の新春を迎え、一言ご挨拶を申し上げます。

高知県土地家屋調査士会及び会員の皆様におかれましては、よき新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

貴会と私ども弁護士会とは、法律実務家という共通の基礎に立って日頃の業務に携わっているという意味で、極めて深い繋がりがあるということは言うまでもなく、従来から個々の会員相互において提携をして参りました。特に、平成17年に筆界特定制度が創設された後は、同制度が持つ重要な紛争解決機能も相俟って、より密接な関係になっていると実感します。

また、昨年5月には、貴会と当会を含む高知県内八士業により構成される土佐士業交流会が、高知市との間で「大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定」を締結し、大規模災害発生時に、各士業がスクラムを組んで各種相談業務に対応するという態勢も調えることができました。

近時、弁護士会は、「司法アクセスの拡充」、すなわち、市民の皆様が弁護士を身边に利用することができ、社会の法的ニーズに的確に応えることができる司法制度を構築していくことを一つのテーマとしています。その実現にあたっては、特に不動産問題を巡る法律問題の解決に際して、貴会を始めとする他士業の皆様のご協力、連携が不可欠なものであると考えております。貴会におかれましては、当会及び当会会員に対し、今後一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、高知県土地家屋調査士会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝・ご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

高知県行政書士会 会長 田 岡 崇

新年明けましておめでとうございます。

高知県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

貴会会員の皆様におかれましては、平素より農地法に係る許認可をはじめ、様々な許認可申請において多大なご協力をいただいております。困難な案件にも素早く確実に対応してくださる頼もしさに心より敬意を表しますとともに、貴会会員の皆様のおかげで私どもも業務を遂行することができますことを心より感謝申し上げます。

また恒例の、貴会主催のソフトボール大会に昨年もお招きいただき、誠にありがとうございました。貴会会員の皆様や各団体の皆様などとともに楽しい時間を過ごすことができました。盛大な大会を開催されるにあたり、大変な準備を要したことと存じます。改めて心より感謝申し上げます。

さて、行政庁に対する不服申立代理権を、一定の要件を満たした行政書士（特定行政書士）に付与する改正行政書士法が平成26年に成立しました。これに基づき、昨年は特定行政書士の研修及び考查が行われ、特定行政書士制度がスタートしました。これにより、許認可に関し申請から不服申立まで一貫して取り扱えることとなり、県民の皆様のお役に立つための体制がついに整いました。

今後は私ども本来の業務に立ち返り、官公署提出書類・権利義務事実証明書類の作成業務等に取り組むことで、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資するよう努力してまいりたいと存じます。農地に限らず、墓地経営許可、一般貨物自動車運送事業経営許可、医療法人設立認可など、ありとあらゆる許認可で土地や建物が係わってきます。土地家屋調査士の先生方の協力がなければ行政書士の業務は前に進みません。貴会及び貴会会員の皆様におかれましては、当会及び当会会員に対し、今後とも変わらぬご協力と、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、高知県土地家屋調査士会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 泉 清 博



あけましておめでとうございます。

我が高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は公益法人となって早くも4度目のお正月を迎えることができました。

その間に我々を取り巻く環境は大きく変わりましたが、公益認定を受けた時点での公益事業をちゃんと実施して全国の公嘱協会に負けない公益活動をしてきたことは、我々の成果として自負して良いでしょう。

14条地図作成作業や地籍調査事業を初めとする地図作成事業や、嘱託登記に社員各位に真剣に取り組んでいただいた証であり、その業務処理により新たな公益事業を継続実施できていることに対し紙上を借りて御礼するとともに、年頭に当たって今一度、我々の実施する公益事業とその意味を考えてみたいと思います。

1. 国民の権利の明確化推進事業

地図作成のみならず、嘱託登記申請の際に筆界点に設置する境界標は、まさしく土地家屋調査士の職能を活かして現地に設置し、国民の権利の及ぶ範囲を明確にし、境界紛争のない社会を作ることで公益に寄与しています。一般的に官公署は、民民間の境界に公費を投入して境界標を設置することは消極に解しており、特に分筆登記で残地として残る起業地以外の部分は、発注官公署にとっては権限の及ばない部分であり、行政も民間の土地を法的根拠なしで確定することに戸惑いを感じているのです。しかも残地側が以後の取引の対象となることから、なおさら残地の確認をおろそかにすることはできません。

この部分を我々が受け持つ事こそ嘱託登記が終了した後で、官公署からの受託業務ではなく我々の公益性のある事業として設置した境界標が市民生活を助け、不動産取引の流動性を助ける一助となるのです。

2. 新学校基準点設置事業

以前実施していた高知市全域の中学校に基準点を設置し寄贈した学校基準点設置事業が、学校に外部者の出入りが困難になり、測量の基準点が我々技術者には必要であるものの一般市民には馴染みがなく万人に理解されにくい事業であることから、これを発展させ、「我々の持つ公益性を活かして、より不特定多数の利益に繋がる事業として、災害時等に地域の避難の拠点となる学校の屋上に救助ヘリの目標となる対空標識（ヘリサイン）を設置し、合わせてその緯度経度高度情報の測量結果を日頃から公開しておくことで広く多くの市民の公益に資することができるのではないか」と考え、調べたところ、高知県下ではまだまだヘリサインが不足していることが判り、「まず一番人口の集中している高知市の小中学校に少しづつでも設置していこう」と高知市教育委員会に提案、了解は得られたものの、ちょうど県が類似の事業を実施する計画があったことから、民間で実施してもらわなくても良いと、一時は廃案となるところでした。

ところが高知市長が我々の計画に賛同してくれ、これを高知市と協働で実施することを公約として上げてくれたことから状況が好転し、我々の公益法人が行政と協働事業で3年間で高知市内全60校の学校の屋上に設置することが決定したのです。その後、学校の耐震化工事や市の議会承認や市が県に補助金を申請する等の準備が必要であったために待機をしていたのですが、結果として高知市から「今年度は公益法人の単独事業として先に実施して欲しい」との要請を受けようやく事業に着手、ヘリサインの施工業者を選定して業務を発注、学校の冬休み中に高知市内の5つの小中学校にヘリサインを設置することとなりました。（愛宕中学校、青柳中学校、江陽小学校、高須小学校、潮江東小学校）

この会報新年号がお手元に届く頃には、ほぼ完成していることでしょう。

前述のように今年度は単独事業となったものの、行政と公益法人が協働事業を行うことは大変珍しいことで、高知市から協動で事業を実施する相手と認めていただいた事は大変ありがたく、県下の他の市町村での実施をする際の先例となり、より理解が得られやすくなることでしょう。

3. 終わりに

以上のように14条地図や地籍調査等の地図作成事業のみならず嘱託登記で境界標を設置する事こそが我々土地家屋調査士の職能を活かした地道な公益事業であり、公益事業を実施することが最大の啓発活動となります。協会のみならず土地家屋調査士業界全体の地位向上のため、今年も社員各位にご協力を願いして、新年のご挨拶と致します。

新年の御挨拶



高知県土地家屋調査士政治連盟 会長 南 茂

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には政治連盟に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

全調政連より平成 28 年度運動方針案として

1. 日本土地家屋調査士会連合会との連携。
2. 土地家屋調査士の専門性の活用拡大を図る政治活動。

(境界紛争をゼロにするための予防司法活動の拡大を図る法改正、及び資料調査権の獲得、土地家屋調査士による空き家法案付帯決議の実現、官民境界確定事務の民間委託への取り組み)

3. 地図整備予算の増額及び歩掛りの公開を求める政治活動。

(高品質な地図作成とその優良な担い手の育成)

4. 公共調達における土地家屋調査士業務の発注の改善を求める政治活動。

(入札業種区分に土地家屋調査士業務を創設)

5. 土地家屋調査士業務報酬の適正化を求める活動。

(社会資本整備の一翼を担う土地家屋調査士の業務報酬の在り方について研究)

6. 不動産に係る国民の権利の明確化の円滑な推進を妨げる社会的要因の是正を図る政治活動。

(不明所有者の調査、境界立会い義務化の推進)

7. 各党議員連盟との連携。

8. 土地家屋調査士制度推進に理解ある政治家との連携及び支援活動。

9. その他不動産に係る国民の権利の明確化を推進するための政治活動。

の 9 項目が示されました。

単位会においてはその全てに取組むことには限りがありますが徐々に達成して行きたいと思います。

空家等対策の推進に関する特別措置法が昨年施行され、我々の職務に関連することもあり、関連官庁へ土地家屋調査士の参入という啓蒙を行ってまいりたいと思います。この件につきまして、

日調連・全調政連において法務省に推進を図るための予算処置について要望をしております。

また、14条地図作成作業は予算・人員の確保について要望をしております。

全調政連活動方針案の6項目にも挙がっていますが、高知県においても所在不明所有者（連絡不通）が増加し、我々の業務に支障をきたし不動産の円滑な取引の妨げとなっており、その取組みにも取り掛かからなければなりません。空家等対策にも関連することだと思いますのでそのあたりも考慮し勉強・研修し進めて行かなければなりません。

様々な法律的・政治的・社会的に問題があり一挙に解決は出来ないと思いますが少しづつ解決或いは改善していかなければなりません。

昨年末、協会理事長より、協会の景気は良いように聴きました、大手企業もまたGDPでは景気が良いこととなっています。

会員の皆様方にはこれを機に力を発揮して頂きたいと思います。

ただ、我が県では会員の減少が続いている、また試験受験者も少なくなりこのままでは会そのものの存亡も危惧するところです。いくら仕事があっても1人の人間が出来る量は限られます、それ以上の業績を成すとすれば人員確保ではないでしょうか。協会の景気の良い時に事務所基盤を磐石なものにし魅力ある土地家屋調査士事務所にしていくよう、皆で頑張っていきましょう。

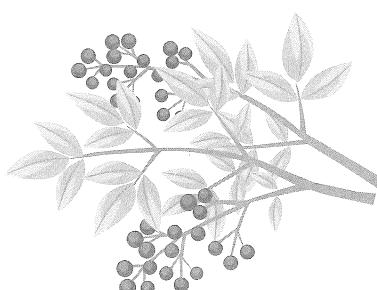
昨年の地方選挙には県議2名、市議1名を推薦し皆当選いたしました。また、高知市長、県知事選においても両名推薦し当選いたしております。

会員皆様にはご支援頂き大変ありがとうございました。

本政連は相変わらず活動予算も少なく、活発な活動が出来ない状態ですが、機会があれば土地家屋調査士制度の理解をしてもらうべく議員へのPR活動は行っております。

本会、協会とともに、より良い土地家屋調査士を目指し、また、調査士制度の充実・発展を目指し頑張って行きたいと思っておりますのでご支援の程、宜しくお願ひいたします。

皆様の御健勝、益々のご発展を祈念し、簡単ではございますが新年のご挨拶といたします。



平成27年度 表彰受賞者 受賞おめでとうございます

高松法務局長表彰

表彰規程第2条第2号（役員歴）

小笠原 哲 輔（高知支部）

高知地方法務局長表彰

表彰規程第2条第1号（業務歴）

濱田 明彦（高知支部）

谷 弘美（幡多支部）

吉田 雄二（東支部）

高木 正充（高知支部）

日本土地家屋調査士会連合会表彰伝達

顕彰規程第4条（役員歴）

澤 村 富美子（高知支部）

山 本 清 治（高知支部）

顕彰規程第5条（業務歴）

徳 廣 宏（高知支部）

高知県土地家屋調査士会長表彰

顕彰規程第3条第1号（業務歴）

村 山 修一（高知支部）

顕彰規程第3条第2号（役員歴）

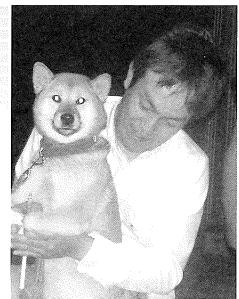
田 邊 満 夫（高知支部）

この度の受彰、心よりお祝い申し上げます。

益々の飛躍をとげられますようお祈り申し上げます。

新 入 会 員 挨 捶

高知支部 山 本 亮



平成 27 年 1 月 20 日付で調査士会に入会させて頂きました山本亮と申します。

昭和 48 年 8 月生れの後厄で独立をしてしまい少し怖い気がしますが、今の処家族皆元気で頑張っております。

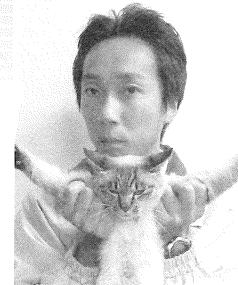
私が 24 歳の時に小さな土木設計事務所を営んでいた父が他界し、跡を取ろうかと考え建設コンサルタントに就職しましたが性に合わず現場で測量させられる事が多くなった時、土地家屋調査士の存在を知りました。

若い頃は、現場作業が楽しいという思いも無く、怠惰な時間を過ごしてしまいましたが、結婚を期に徐々にではありますが向上心を持つ事が出来、大きな糺余曲折を乗り越え平成 26 年度の試験に合格し現在に至ります。何度か受験し、蝉の声が聞こえると焦っていた去年までの自分を考えると、今、普通に夏を満喫出来ている事が一番の実感です。

丁度 3 年間修業させて頂いた南先生に独立したいと伝え、快諾して頂いた事、その前に当然沢山の実務に必要な事を教えて頂いた事が今の私の大きな財産です。最後に、沢山の先生方に可愛がって頂き今の自分がありますが、今後も御指導、御鞭撻宜しくお願ひ致します。

新 入 会 員 挨 捶

高知支部 濱 口 輝 幸



平成27年2月に高知県土地家屋調査士会に入会させて頂きました浜口輝幸です。

私はもともと医療関係の研究施設に非正規雇用の技術職員として勤めておりましたが、先行きの不安から一念発起し、土地家屋調査士の世界を目指すことにしました。

調査士の仕事を選んだのは父と叔父がかつてこの仕事をしていたからで、親しみや使命感のようなものを自然と感じることができたからです。

研究職を退職後、大阪の測量専門学校で測量の技術を学び、測量士補の資格を取得しました。専門学校を卒業して三年の後に幸いにも土地家屋調査士試験に合格することができました。

試験に合格したものの、実務経験がほとんどなかった私は登録するかどうかで大いに迷ったのですが、お世話になっている田邊満夫先生の「絶対に登録すべきだ」という強い勧めもあり、高知県土地家屋調査士会の末席を汚させて頂く運びになりました。

私が調査士として登録してもうすぐ一年になろうとしていますが、調査士としてはもちろん人間としても未熟な私なんかやりやつて来ることができましたのは、田邊満夫先生、北添方生先生、測量を指導して下さった村山修一先生、平成27年度地籍調査で右も左もわからない一年目の私と同じ班の一員として優しく接して下さったC班の先生方をはじめとして、ひとえにお世話になりました先生方皆様のお力添えのおかげと、深く感謝しております。まだまだ余りにも若輩者ではありますが、国民から信頼されるに相応しい土地家屋調査士になれるようさらに邁進してまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

各部からの今年の抱負

総務部　社会事業部　財務部　業務部　研修部　広報部
境界問題ADRセンターごうち

総務部から

副会長（総務部長） 小笠原 哲 輔

明けましておめでとうございます。

昨年は、雨も多く、暑い年だったと思います。横浜地区の地籍調査に参加しておりますが雨合羽ばかり着ていたような記憶です。

総務部としましては、総会及び理事会でもご報告しましたが、調査士会にくる苦情、問い合わせの件数が増加しています。内容もただ単に一言苦情を言いたいといったものではなく、法務局にも相談に行き、非常に複雑なものが多く発生しています。筆界確認という人格権にふれる業務の専門家として、高い倫理観、職業意識が求められています。研修会には是非、参加していただきたいと思います。

又、今年よりマイナンバー制度が始まります。会員（特に役員、理事）の皆様及び事務局職員から提供を受けるマイナンバーは、国の定めるガイドラインにのっとり「基本方針」及び「特定個人情報取扱規定」を策定し厳重に管理保管を行うよう財務部と連携し進めております。

マイナンバーの提供は会のほうから利用目的をお伝えしご連絡いたしますので、会員の皆様に注意していただきたいのは、住所変更・補助者登録等で住民票を会に提供するときは、マイナンバーの乗っていない住民票の提供をお願いいたします。

必要のない場面でのマイナンバーの提供を受けることは禁じられています。よろしくお願ひいたします。

最後になりますが今年は、14条1項地図作成、

地籍調査に参加する皆様には、雨合羽を着る機会が少ない天候でありますようお祈りいたします。

社会事業部から

副会長（社会事業部長） 三田 哲矢

新年明けましておめでとうございます。

今年は例年に比べ暖かい日が多く、外での作業が比較的スムーズに行えている事と思います。皆様におかれましては、新年を迎いかがお過ごしでしょうか。

昨年は、連合会理事として二期目を事業部次長として活動させて頂き、高知会においては社会事業部長を兼任させて頂いております。

林連合会会長も二期目をむかえ各事業も着実に前進しております、昨年までの連合会各部の活動としてご報告させて頂きます。総務部関係では、特定個人情報（マイナンバー関連）に関する取扱の基本方針や規程の策定に取り組んでおります。昨年11月には各単位会に向け説明会を開催し、またそれに関するアンケートも実施したところであります。

財務部関係では、昨年に引き続き「会員数に応じた事業助成に係る助成金」の交付に関し連合会総会にて可決された事から、高知会は本年度も助成を受ける事ができ、広報活動等に有意義に活用させて頂きました。

業務部関係では、漸く昨年秋、法務省と連合会において93条調査報告書の改定における新様式が決定し、昨年10月末の全国会長会議にて新様式を提示させて頂きました。現在、運用開始の運

びとなる平成28年3月中旬に向け、連合会93条調査報告書作成ソフトを開発途中であります。1月中頃から2月中旬にかけ各ブロック協議会を回り改訂の趣旨説明及び新様式・作成ソフトの説明会を開催させて頂く予定となっております。

土地家屋調査士が保有する業務情報公開に関する事業として、地図関連企業と連携し、システム開発及び業務のモニタリング実験等を行っております。高知会においては、札幌会、神奈川会を含めた三会での実証実験に参加して頂き、大変有意義なご意見を頂きました。

また調測要領の改訂や執務規程案の策定、筆界特定に関する研修案の策定等についても引き続き取り組んでいます。

研修部関係では、eラーニングにて調査士に関連する隣接法規等について引き続き充実を図っております。

社会事業部関係では、公共事業にかかる入札情報の収集及び是正すべき事案に関する積極的な対応を継続し行っています。また法務省と14条地図作業の積算基準の見直しについて、協議を行っていることをお伝えさせて頂きます。

連合会理事として各単位会全体に向けた取り組みをさせて頂いているところですが、各単位会からの声も積極的に伝えて行きたいと考えておりますので、何かありましたらお声を頂けたらと考えております。

社会事業部としての活動は、部会を下記の通り開催させて頂きました。また活動内容としては、平成26年末に空き家等対策に関する特別措置法が成立し、平成27年度には神奈川県、滋賀県において各調査士会が市町村の空き家等対策協議会への参画を果たした事を受け、連合会からの空き家問題に関するアンケートへの回答をしました。これは前期社会事業部にて行った特別措置法による市町村の空き家等対策協議会設立等に関するアンケートの回答及び調査士会の積極的支援の働きかけを行った経緯から回答させて頂きました。

また筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携の継続については、昨年筆界特定に関する研修を法務局に実施して頂きました。本年度も連携

継続の必要性から、引き続き筆界特定調査員に向けた研修をお願いする事とし、法務局と連携していく事を確認しました。

・第1回社会事業部会

日 時 平成27年10月14日（水）

午後3時～午後4時30分

場 所 高知県土地家屋調査士会館

2階会議室

出席者 三田哲矢 吉村慶介 掛川澄人

片岡靖徳 前田拓司

以上簡略ではありますがご報告とさせて頂きます。今後とも積極的に業務に取り組んでいきたいと考えておりますので、本年もよろしくお願ひいたします。

財務部から

財務部長 久保貴雄

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様、平素は、会務運営にご協力いただきお礼もうしあげます。

財務部長の任について、半年以上が過ぎました。部員での会務経験だけで、いきなりの部長職、また経理の素人である私が務まるだろうかと思いましたが、会長、副会長、役員、事務局の方々等のご協力によって何とかなっている状態です。役員になってはじめて、諸先輩がたの経験された苦労が肌身感じる今日この頃、会務と自己業務の遂行に四苦八苦でありますが、日々研鑽を重ね精進していく所存でございます。至らぬところがありますが、会員の皆様よろしくお願いします。

さて、昨年は、平成27年度定時総会で一般会計予算書（案）のわかりにくさを指摘されたことより、会員皆様にわかりやすい予算書を作成することを掲げ活動してきました。

のことより補足する会計諸表を西森税理士の

ご協力によりほぼ作成するにいたりました。その中で一般会計への特別会計の一元化による会計諸表の勘定科目の変更や細かいところについてはまだ、改善作業をおこなっている状態であります。

また、事務局においては、新たな会計環境と会計ソフトの整合性に苦慮し、4月より数か月会計ソフト入力が滞っておりましたが、西森税理士のご協力及び事務局職員の努力によってほぼ適正な処理が執行できるようになりました。

このようなことより、会計についてのサポートを西森税理士にお願いし、顧問になっていただきました。日々の経理から財務諸表についてのアドバイスをいただいております。

その他、財務部の活動は、昨年10月31日に土佐市の土佐公園グラウンドでソフトボール大会を開催しました。

参加団体は、高知地方法務局、高知弁護士会、高知県司法書士会、高知県社会保険労務士会、高知県行政書士会、高知県土地家屋調査士会で、各チーム、熱戦をくりひろげ盛大なソフトボール大会になりました。

また、懇親会にも他団体の方々含め多数ご参加いただき、親睦を深め交流がはかれたとおもわれます。この場をかりてご協力いただいた方々にソフトボール大会のお礼をもうしあげます。

昨年は、会計諸表の作成、ソフトボール大会の準備に時間がとられ、財政検討については、ほぼ手つかずの状態でしたが、今年は、中長期的な財政計画の検討、適正な会費制度のあり方の検討等の課題をあげ、新しくできた財政検討委員会とも連携をはかり検討していきたいとおもいます。また会員の皆様においても財政についてご意見いただき、高知県土地家屋調査士会の近い未来をともに考えていきたいとおもいます。

業務部から

業務部長 田岡孝浩

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年10月の終わりに法務省民事局より不動産登記令等の一部を改正する政令等の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて、地方法務局長宛に通達がありました。その後、日調連より「お知らせ」として各会に文章がまわってきました。

内容は、不動産登記令の一部を改正する政令及び不動産登記規則等の一部を改正する省令を平成27年11月2日から施行することでした。

法務省民事局民事第二課よりの情報提供では、「本政令は、法人番号の基礎となる会社法人等番号を利用して、不動産登記等の申請における申請人の負担の軽減等を図ることとし、申請人が会社法人等番号を有する法人であるときに提供すべき添付情報を、当該法人の代表者の資格を証する情報から当該法人の会社法人等番号に変更するものとされ(不動産登記令第7条第1項第1号イ)、また、法人である代理人の代表者の資格を証する情報等についても、会社法人等番号に代替することができます」とのことでした。また、不動産登記令等の改正に伴う添付情報等の変更に関するQ&Aを、法務省のホームページに掲載する手続を執っている過程であり、掲載はされていませんでした。

登記申請業務に直結する改正もあり、早急な対応が必要でしたが、業務部としましてもあまりにも急な話しであったため対応に苦慮しました。法務局の担当者との協議を行いましたが、こちらは質問の内容不足であり、法務局も詳細部分についての方針ができていないようでした。結果、各事案を手探りに確認していくしかなく、会員の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。

また、不動産登記規則第93条調査報告書様式を改定し、運用を本年3月に予定しています。皆様には混乱なくスムーズに運用に望んでもらえるよう努力いたしますので、ご協力をお願いいたします。

最後に、我々は国民の一部にしかなじみのない業種ですが、非常に重要な箇所を受け持っています。また、筆界特定とADRセンターこうちとの連携、無料相談の増加など、境界問題には土地家屋調査士が必要であると広く認識されつつあります。広く認識されるのは有り難いですが、益々の重責がかかり、一層の研鑽が必要ではないかと思います。

業務部としましても、会員の皆様の研鑽に貢献できるよう努力していきたいと考えていますので、引き続きご協力をお願いするとともに、新しい年が皆様にとって益々発展の年となりますよう、また皆様のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせて頂きます。

ると思います。

現在は、日調連主催の特別研修の高知会場開催に向けて、啓発や部員の役割分担を進めております。ADR認定調査士の資格は個人の業務を行っていくうえで、今後重要な資格であります。費用や時間の負担が大きく参加者がいまひとつ少ないのが現状です。しかしながら、本年は高知会場開催の大きな可能性があり、この機会を逃せばしばらくは他県での開催となります。5年先、10年先の調査士業界を考えADR認定調査士の多い高知会という四国、全国に名を轟かせることができる環境整備に役立てば幸いです。

私事ですが、昨年12月に65歳を迎えた高齢者の仲間入りを果たしました。後、何年できるかわかりませんが、今のところ体力、気力も大丈夫のようです。任期の間、会員数は少なくとも知識や技術並びに倫理に優れた高知会となるために、テーマを絞り込み一つ一つ結果を残して行きたいと考えています。本年も引き続き会員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

研修部から

研修部長 村山修一

新年あけましておめでとうございます。

昨年6月に発足しました研修部も半年を迎えました。昨年までの経験者3名、新人2名を含む新規4名。年代も30代から60代まで幅広く7人体制で、これまでの経験を踏まえつつ、さらに今年の経験を将来へ引き継いで行くことを基本的な目標としました。

とはいって、何から手を付けてよいのかわからなかったのですが、部員や他の部会から意見を聞き3つの研修会を計画しスタートしました。このうち、一番先に講師や会場の手配が整った「基準点測量」の研修を実施したのは周知のところであります。2回目は「空き家対策・大規模震災・調査士倫理」を計画しているところですが、講師や環境が十分整っていませんのでもう少し時間がかかる

広報部から

副会長（広報部長）田邊満夫

新年おめでとうございます。

昨年の会報誌に掲げた個人的広報の目標

- 1) 2月15日（日）の龍馬マラソンにて調査士会のポロシャツを着ての参加
結果：制限時間の6時間ぎりぎりでしたが、高知会のポロシャツを着て完走。
- 2) 3月22日（日）の徳島マラソンに徳島会の会員と共にユニホームを着て参加
結果：徳島会の10名程の会員と共に徳島会のユニホームを着て参加。
- 3) 12月13日（日）のホノルルマラソンに調査士会のポロシャツを着て完走
結果：高知会のポロシャツを着て8時間で完走。とはいいがたく完歩としか言えない

結果になってしまった。

- 4) 目標には無かったのですが、11月8日(日)の岡山マラソンに高知会ポロシャツを着て完走いたしました。その際に四国外の調査士の方々に声を掛けて戴き多少なり交流も出来ました。

平素は、会員の皆様には調査士会広報の活動に対しまして、ご尽力ご協力いただき誠にありがとうございます。

私が広報部長になり早いもので3年近くになりました。

谷相会長より今期は副会長であり広報部長としても任され、微力でありますが最善を尽くしているつもりですが、まだまだ思う様には出来ておりません、今期もあとわずか、本年もよろしくお願ひいたします。

さて広報部の活動について、四国ブロックにて取り組んでいた今治タオルのその後についてですが、現在も愛媛会のご尽力によりタオルは継続的に販売しており、会員様よりの注文も受け付けております。また第二弾としてタオルハンカチの作成も愛媛会では先行販売している様ですが、他会への紹介は未定との事でした（四国ブロック理事会より）。

次に高知会での活動ですが、昨年総会での事業計画の一つである、土地家屋調査士の日（7月31日）に合わせての「第6回全国一斉不動産表示登記無料相談会」を8月2日（日）に開催いたしました。

告知方法として、昨年反響が大きかったことから、昨年同様にこの相談会を年に一度の一大広報行事として、高知新聞の折込み広告を継続することとしました。予算についても昨年同様に連合会より会員数が150名未満の会に対して、「研修及び広報等に執行を想定した（平成27年度における各土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成）」となる助成金を利用して高知県下約18万5千強の折込広告を配布、結果として昨年同様に反響も大きく、会館での予定相談ベース24組に対して23組の予約が入り、高知支部以

外も含めて全35組の予約がありました。人員としても高知支部（会館での相談）のほか他支部の会員事務所にも協力して戴き、通常より多い相談員数をお願いいたしました。また多様な相談内容に答えることを目指して、例年の法務局よりの派遣相談員と別に本年は司法書士会からも相談員を派遣して戴きました、結果相談者の期待に応えられたのではと考えております。ご協力いただいた会員様にはこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

当日の相談者数としては会館で22組、他支部の相談を含めた全体では32組の相談を受け、折り込み広告の反響もあったと思っております。次に、ホームページの効果的な活用についてですが、広報としても納得できる様な利用は出来ていないと思っています。昨年も同じことを記載いたしましたが、言葉では「効果的な利用」と言えるのですが具体的な方法が浮かんでこないのが現状です、会員専用ページの掲示板にてご意見や問い合わせ等を頂ければ幸いです。ただ何もしなければ進歩もないので、昨年は広報部のブログを始めました。ホームページの左下部分に「広報部」と書いたバナーがございます、出来ればちょくちょく見て戴ければありがたいです、よろしくお願いいたします。ブログを始めて若干変わった事もあり、当会のホームページからでは無く、何かの検索でブログを直接見て個人的に声を掛けて戴く事も何度かあり、今後のホームページ運営の参考としているところです。

最後に、昨今「土地家屋調査士」も多少知名度は上昇しているとは感じるもののまだ低く、一般の方々に我々の資格をもっと知つてもらうためにコツコツ広報を行い、「表題登記と言えば」では無く「登記と言えば」『とりあえず土地家屋調査士に』と言った声が聞こえる様に、就いては潜在的な業務の発掘や、若者に将来土地家屋調査士を目指してもらえる広報をめざしてまいりますので、ご協力ををお願いいたします。一昨年頒布させていただきましたステッカーもまだ予備がございますので貼付けて戴けるところがございましたらよろしくお願いいたします。

境界問題 ADR センターこうち から

センター長 井 上 拓 也

先日、「5年後に食えない職業」という表紙の雑誌を見て、つい買ってしまった。

内容は、5年後には五輪バブルが終焉を迎える建設業界や不動産業界は縮小されるだろうという予測とともにAI(人工知能)、ロボット技術の発展に伴い既存の職業が脅かされるだろうというものでした。

極端にいえば今話題の自動車の自動運転システムが実用化されればタクシーやバスのドライバーは不要となります。これはかなり近い将来の話として予測ができます。

また動画・音楽配信サービスの台頭によるレンタルビデオ店の減少、3Dプリンターの登場による義歯作製等の技術に対する不安、ドローンによる監視システム等々・・・。

科学の発達は一度きっかけができると加速度的に進歩します。

「2025年までに企業活動の30%をAI搭載型ロボットがこなす」と予測するアンケート結果も紹介されています。

科学の進歩により生活が便利になる一方で不要となる職業が増加するのは仕方ない事かもしれません、当事者達にとっては大変な問題です。

AIの進歩により現在人間が従事している約702の職種のうち、約40の職種がコンピューターに取って代わられ「10年後には90%の確率で無くなる」と予測する論文も発表されているらしいのです。

我々専門職種の人間には関係ないとお考えの皆さん、この中には「多くの“士業”が必要なくなる」という意見もあるのです。例えば「弁護士や会計士のように決められた範囲や過去のパターンで処理していく作業は、今後AIに代替されていく」というのです。

私たち土地家屋調査士の登記申請業務も決められたパターンで処理していくものではありません

か?慣れた仕事と思ってルーティン化していませんか?相手の人間はいつも違っているのに・・・。

ただし、士業は“既得権益”として守られ、意外と20年ぐらいは生き残るのではないかとの意見も書かれていましたが、それでもたかだか20年です。

厳しい意見ばかりですが、しかし一方ではAIの進歩は逆に人とのコミュニケーションを必要とする職業を際だたせ、人間の力がより必要とされてくる可能性もあると述べられています。

この人とのコミュニケーション能力を私たち土地家屋調査士も今後一層高めていく必要があるということです。コミュニケーションにとって一番必要なこと、それは相手の話をきちんと聴くことです。

さっそく今晚から奥さん、ご主人、子どもさん、友人の話を最後まで聴く努力をしてみて下さい。これが結構大変なんですから。つい途中で口を挟んだりしてしまいますし、真剣に話を聞くと結構疲れます。

境界センターでは常に相談者の話をじっくりお聞きするということをモットーとしてその悩みの解決に努めています。

ぜひ皆様も業務において相手の話をしっかりと聴き、依頼者、隣接土地所有者とのコミュニケーションを取って下さい。それが境界紛争の予防にもつながり、10年、20年いや永遠に国民から必要とされ、「食える職業」であり続けることができるのです。

今年が皆様にとって良い一年となりますように。

高知県土地家屋調査士会

平成 27 年度（第 66 回）定時総会議事録

◎ 開催日時及び場所

日 時 平成 27 年 5 月 23 日（土） 午後 1 時～4 時 55 分
 場 所 高知会館（高知市本町五丁目 6 番 42 号）

◎ 出席状況

(会員総数	121 名)
出席会員数	67 名
委任状出席会員数	40 名
合計	107 名

◎ 議案

第 1 号議案	平成 26 年度一般・特別会計決算承認の件
第 2 号議案	平成 27 年度事業計画（案）承認の件
第 3 号議案	平成 27 年度一般・特別会計予算（案）承認の件
第 4 号議案	役員及び綱紀委員改選の件
第 5 号議案	その他の件

司会 川本達夫

◎ 物故会員への黙祷

◎ 開会の辞 小笠原 哲輔 副会長

◎ 会長挨拶 谷相 恒行 会長

◎ 議長選出

司会者一任により、司会者が議長を指名した。

議 長 萩 田 雅 夫 下 村 貴 之

◎ 記録者及び議事録署名者の選出

議長一任により、議長が記録者及び議事録署名者を指名した。

記録者	佐野 巧也	山本 亮
議事録署名者	谷相 恒行	西原 壽一

◎ 報告事項

執行部より定時総会資料のとおり平成 26 年度の事業報告があった。報告者は下記のとおり。

- ・谷相 恒行 会長 (会務報告)
- ・小笠原哲輔 副会長兼総務部長
- ・山崎 亮介 副会長兼社会事業部長
- ・三田 哲矢 副会長兼日本土地家屋調査士会連合会理事
- ・田中 周 財務部長
- ・田岡 孝浩 業務部長
- ・中山 光蔵 研修部長
- ・田邊 満夫 広報部長
- ・井上 拓也 境界問題ADRセンターこうちセンター長

◎ 第1号議案 平成26年度一般・特別会計決算承認の件

田中周財務部長より定時総会資料を基に決算報告があった。

続いて澤村富美子監事より平成27年4月15日の監査の結果、公正かつ適正に行われていることを確認された旨の報告がされた。

議長より議場に第1号議案と報告事項について質疑を求めた。

西森裕保会員より次のとおり質疑（要望）があった。

- ① 総会資料P55～P57（財務部よりの報告事項）がなぜ第2号議案の後のページに記されているのか。これは議案として記されているのか、又は業務報告としてなのか。
- ② 総会資料P56記載の高知県土地家屋調査士会規則（13条 特別職務手当）の変更が総務部の業務報告に記載されていないのはなぜか。またP57新-3「事務局の地位にある者に関しては、第14条の（1）所定時間外勤務手当、（2）休日勤務手当に関してはこれを支給しない。」の変更は労働基準法に違反しないのか。
- ③ 財政健全化の為の（仮称）財務検討委員会の設置を進めているが、当会は公益法人会計でありながらも企業会計を行うような方向性であり、会計規則の変更を行おうとしている。また本年度中に支払わなければならない過去数年に遡った税金がある。これらの理由をなぜ平成26年度の業務報告でなされないか。

谷相恒行会長より西森裕保会員の質疑に対し次のように回答があった。

- ①について、第2号議案（平成27年度事業計画及び予算案）に連動しておりその際審議頂きたい。
- ②について、変更内容は社会的・常識的範疇の域を超えておらず、部会検討では無く、常任理事会の決議において変更をした。

田中周財務部長より西森裕保会員の質疑に対し次のように回答があった。

①～③について、P55～P57(財務部よりの報告事項)は平成27年4月25日に理事会にて決議されたものであるから平成26年度業務報告ではない。

谷相恒行会長及び田中周財務部長の回答に対し西森裕保会員から次のように質疑(要望)があった。

常任理事会は会則上規則の変更権限は無いのではないか。またそのように到るまでのプロセス(部会検討を経る)を大切にして欲しい。

西原壽一会員より次のとおり質疑があった。

昨年の当総会において表示登記合同研究会に対する要望を出したがその返答がないがどうなっているのか。

田岡孝浩業務部長より西原壽一会員の質疑に対し次のように回答があった。

表研の協議結果を早急に精査し、文章にて報告する。

議長より議場に第1号議案と報告事項について他に質疑を求めたが質疑もなく、採決に入り举手多数により可決承認された。

また第2号議案と第3号議案は関連議案であるので一括上程された。

◎ 第2号議案 平成27年度事業計画(案)承認の件

小笠原哲輔総務部長より定時総会資料のとおり説明が行われた。

また谷相恒行会長より補足の説明が行われた。

◎ 第3号議案 平成27年度一般・特別会計予算(案)承認の件

田中周財務部長より定時総会資料のとおり説明が行われた。

議長より議場に第2号議案と第3号議案について質疑を求めた。

西森裕保会員より次のとおり質疑(要望)があった。

常任理事会が規則の変更を行っている事について、調査士会の会則に、常任理事会は理事会から付託された事項を処理するものあり、規則を検討、制定するにあたっては総務部が行う事業計画(理事会)においてすべきではないのか。それにより今回

の会計規則・職員就業規則の変更に矛盾が生じているのではないか。

小笠原哲輔総務部長より西森裕保会員の質疑に対し次のように回答があった。

総務部として職員就業規則の見直しを視野に入れ、今年社会保険労務士を入れ制定を行う予定であるが、沢山の齟齬が出て来る事が分かったので今回の理事会での13条特別職務手当の規則変更は見送って 1年間程総務部に預けて欲しい旨、理事会で提言をした。

小笠原哲輔総務部長の回答の補足説明として谷相理事長から次のように回答があった。

小笠原哲輔総務部長のおっしゃる通りであり、会計規則・職員就業規則の変更に伴う擦り合わせが必要で、西森会員の指摘される矛盾が生じてしまうが今回これらの変更を上程したのは自分の指示である。ただ、今回の時間外手当の変更の本質は時間外勤務を行わないようにする事と考えている。

以上の回答を受け、西森裕保会員より次のとおり質疑（要望）があった。

予算ありきでは無く事業を行う為に予算があるから、やはりプロセスを大事にして欲しい。予算書の項の賃借料収入について平成25年度は使用料としていたはずであり、用紙販売会計は用品の斡旋・販売の一部で処理していたはずである。これらの事から資料P56の後半の境界標等の販売は“物品販売”、協会からの家賃相当額の収入は“不動産賃貸業”とみなされ大きな額の税金が掛かって来るとの事だが、この事が他の調査士会に影響を及ぼす可能性があるのではないか。

谷相恒行会長より西森裕保会員の質疑に対し次のように回答があった。

我々土地家屋調査士会が独立士業団体として利益を上げた分に関しては次世代に渡す為にも胸を張って納税しても良いのではないかと考えている。また今回の事で他会に影響を及ぼすことは各県税務署の対応は異なるから無いと考える。

加藤敏仁会員より次のとおり提案があった。

西森裕保会員の含蓄の深い指摘があったが、この場で細部に渡っての審議は無理があるから、今後の事務局の合理的な運営について検討委員会を設けてはどうか。ここでは原案通りの審議・採決を行ってはどうか。

小松俊郎会員より次のとおり質疑（要望）があった。

26年度決算書P39、「41. 特別委員会」について予算額が5万円に対し決算額が0

円とあり、27年度の予算額が10万円とあるが、この特別委員会の今後の位置付けを教えて欲しい。またP53、平成27年度事業計画(案)の2.財務部(1)中長期的な財務計画の検討、(2)適正な会費制度のあり方の検討、とあるが今後にどのような事を考えているのか。

田中周財務部長より小松俊郎会員の質疑に対し次のように回答があった。

「41. 特別委員会」については平成27年度予算(案)の備考に書いてあるが、財務検討委員会の立上げを考えており、平成26年度はそれが間に合わなかった為で、今年は立上げが確実である事から10万円を計上している。また平成27年度事業計画(案)については、先程申し上げた財務検討委員会の中で議論して行く予定である。この発端は調査士会館の支払いが後2年4カ月で終わるので多少余剰の資金が出て来る。その時に検討すべき事は会費を下げるべきではないか、また会長報酬が現在50万円であり、このような金額では後受任する人間がいなくなるのではないかという危惧からである。

小松俊郎会員より田中周財務部長の回答を受け次のような意見があった。

最初の質疑・応答にあった次世代を担う調査士の育成については全くの同意見であり、会員及び事件の減少等、難しい部分もあるが会長給与だけでなく役員報酬の増加も考えて行かなければならないと思う。

前田巧会員より次のとおり質疑（要望）があった。

会館協力金がなぜ賃貸料収入になるか。また会館特別会計で借入金支払い520万円が抜けているがどのように支払うのか。

田中周財務部長より前田巧会員の質疑に対し次のように回答があった。

分かり易くする為、賃貸料収入の部分は会館特別会計をそのまま持つて来ている。会館協力金は強制であれば入会金収入に当たるし、そうでなければ雑収入に入つて來ると考える。このあたりは今後見直して行くべき事で科目の変更も認めて頂きたい。借入金支払いは長期借入金の現金の減少から出ている。時間が無く貸借対照表が抜けているので後日作成し付ける。

議長より議場に第2号議案と第3号議案について他に質疑を求めたが質疑もなく、採決に入り举手多数により可決承認された。

◎ 第4号議案 役員及び綱紀委員改選の件

濱田民由選挙管理委員長より

会長に谷相恒行会員（立候補により無投票当選）

その他の役員は立候補及び推薦が無かった旨の報告があった。

彼末浩司選考委員長よりその他の者の推薦があった。

会長 高知支部 谷 相 恒 行

副会長 高知支部 小笠原 哲 輔
田 邊 満 夫
東 支部 三 田 哲 矢

理事 高知支部 村 山 修 一
中 山 光 藏
田 岡 孝 浩
小 田 誠 司
石 村 健 一
久 保 貴 雄
横 川 浩 幸
吉 村 慶 介
下 村 貴 之
東支部 小 松 俊 郎
須崎支部 掛 川 澄 人
幡多支部 田 邊 豊

監事 高知支部 澤 村 富美子
小 川 龍 明

予備監事 高知支部 河 添 孝

綱紀委員 高知支部 西 原 壽 一
田 中 雄 三
南 茂
高 木 正 充
東支部 山 岡 勝
須崎支部 結 城 勇 雄
幡多支部 野 村 典 史

予備綱紀委員 高知支部 大 坪 康 容
久 代 昭

議長は被選任者の氏名を総会に告知した。

◎ 第5号議案 その他の件

谷相恒行会長より再任の決意表明・挨拶があった。

谷相恒行会長より西森裕保名誉会長の再任したい旨提案があり、採決に入り拍手多数により可決承認された。

小松俊郎会員より

理事会の在り方について、通年、執行部の方が提案したものに対し否定的な意見はあまり出さないようなやり方であるが、問題は山積しているのであるから本来の理事会のあるべき形としてもう少し意見を集める事が出来る場にして欲しい。従来のやり方では今後やって行きにくいと思う。

議長より、小松俊郎会員の意見は要望として執行部の方にあげて頂きたいとの事である。

議長は他の質疑を求めたが質疑はなく、議案審議の終了を宣し、議場を降壇した。

谷相恒行会長より、先日の理事会で、顧問弁護士に委嘱したい事の趣旨を会員の皆様に配布する予定であったが、財務部の補足事項と共に行いたいとの報告とその趣旨の読上げがあった。

◎ 新入会員の自己紹介

太田 聰 (高知支部)

山本 亮 (高知支部)

濱口 輝幸 (高知支部)

◎ 来賓祝辞

日本土地家屋調査士会連合会 会長 林千 年 様

◎ 来賓入場

高 知 地 方 法 務 局	局 長	大野 政徳 様
	総務課長	宮崎 浩典 様
	主席登記官	浜岡 和仁 様
高 知 弁 護 士 会	副 会 長	中橋 紅美 様
高 知 県 司 法 書 士 会	会 長	黒石 栄一 様

日本土地家屋調査士会連合会 会長 林 千年 様

◎ 高知地方法務局長表彰

表彰規程第2条第1号被表彰者

濱田 明彦（高知支部）
谷 弘美（幡多支部）
吉田 雄二（東支部）代表謝辞
高木 正充（高知支部）

◎ 連合会表彰伝達

顕彰規程第4条被表彰者

澤村 富美子（高知支部）代表謝辞
山本 清治（高知支部）

顕彰規程第5条被表彰者

徳廣 宏（高知支部）

◎ 高知県土地家屋調査士会長表彰

表彰規則第3条第1号被表彰者

村山 修一（高知支部）

表彰規則第3条第2号被表彰者

田邊 満夫（高知支部）

◎ 来賓祝辞

高知地方法務局長	大野政徳 様
高知弁護士副会長	中橋紅美 様
日本土地家屋調査士会連合会長	林千年 様

◎ 来賓に対する謝辞

谷相 恒行 会長

◎ 閉会の辞

三田哲矢副会長より第66回定時総会の終了が宣言され、閉会した。

◎ 来賓退場

上記議事を明確にする為この議事録を作成し、議長及び議事録署名者は署名捺印する。

平成 27 年 5 月 23 日

議長 萩田 雅夫 (印)

議長 下村 貴之 (印)

議事録署名者 西原 壽一 (印)

議事録署名者 谷 相恒 行 (印)

法第14条地図作成作業、地籍調査作業等の報告 | 広報部

平成26・27年度法第14条地図作成作業：高知市秦南町一丁目・二丁目の全部、
前里・東秦泉寺・塩田町の各一部

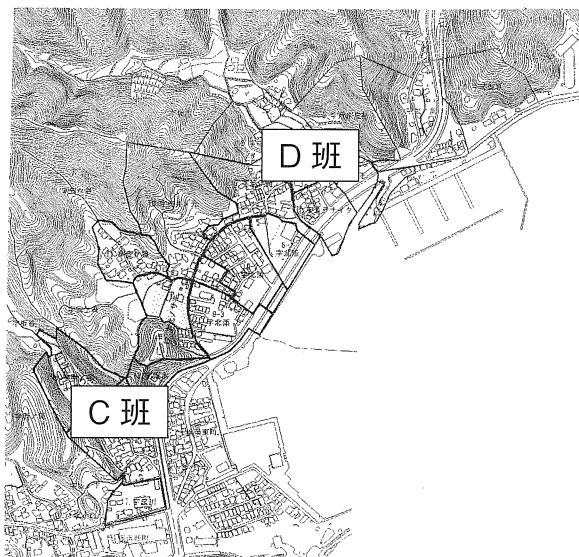
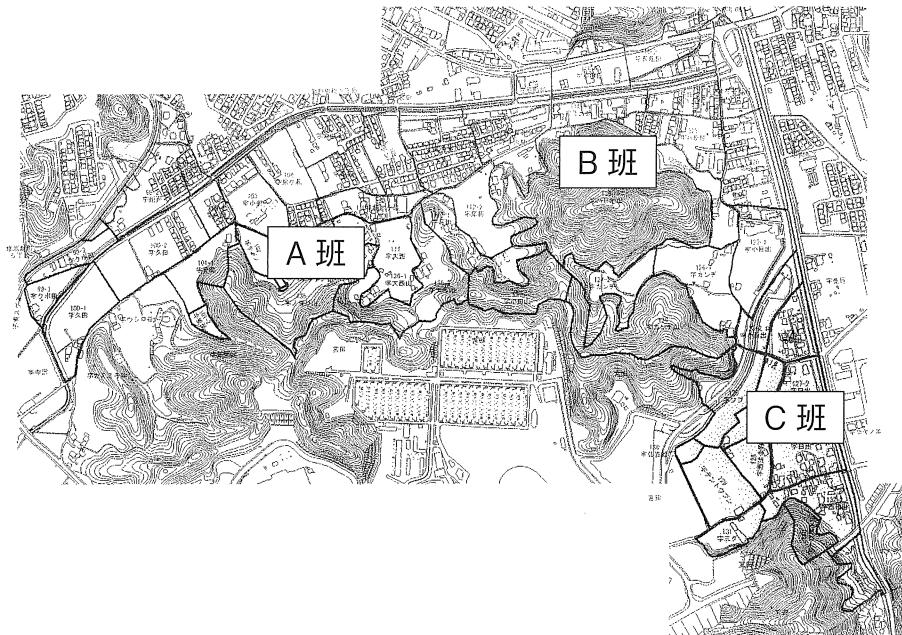


	班長	副班長		
A班	石村 健一	佐野 巧也	澤村富美子	中西 健三
B班	片岡 靖徳	彼末 浩司	大石 義和	岡林 友紀
C班	前田 昌利	前田 拓司	中山 光藏	太田 聰

●調査面積 …… 0.42 平方キロメートル

●調査筆数 …… 約 1,823 筆

平成27年度地籍調査作業：高知市長浜・横浜

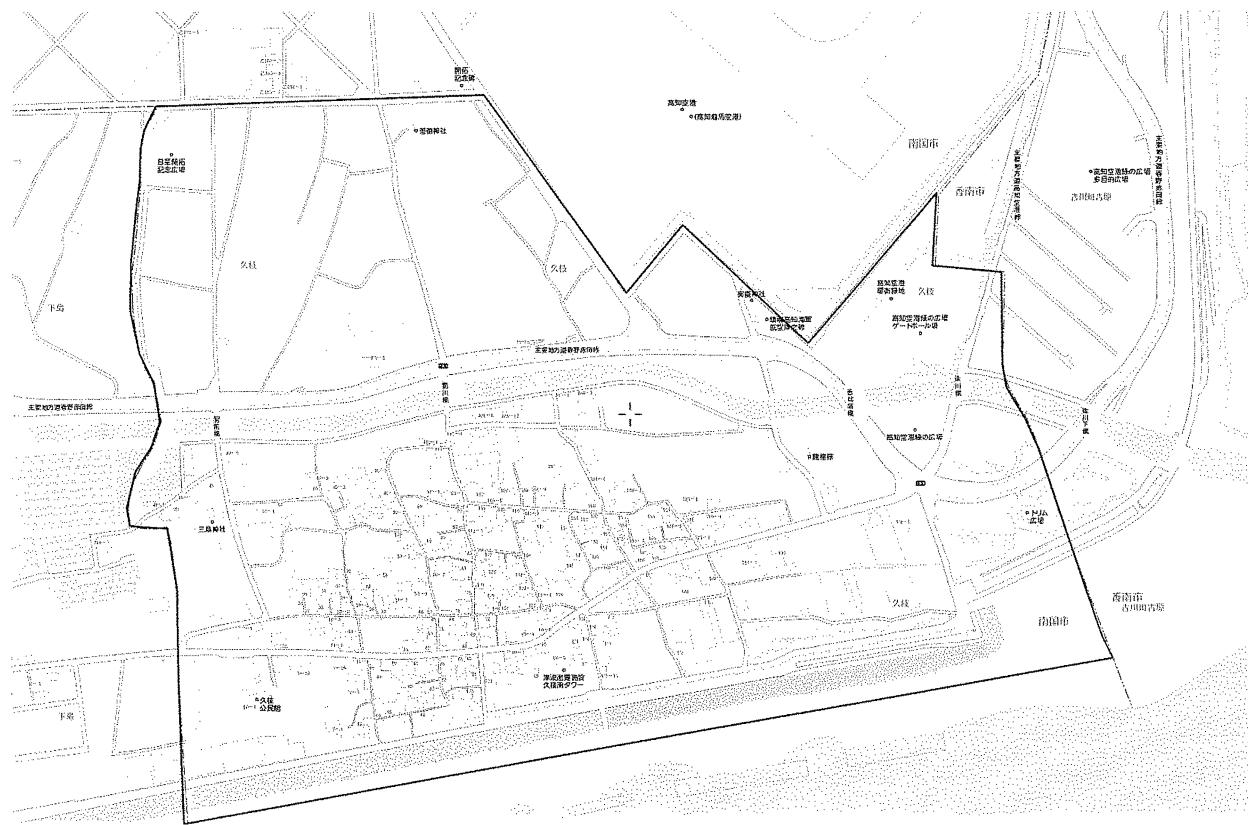


	班 長	副班長		
A班	吉村 慶介	田岡 拓次	加藤 敏仁	沖田 春男
B班	久保 貴雄	林 哲也	松坂 諭志	山本 亮
C班	大坪 康容	小田 誠司	西原 壽一	濱口 輝幸
D班	山崎 亮介	山本 清治	小笠原哲輔	清藤 史生

●調査面積 …… 1.06 平方キロメートル

●調査筆数 …… 約 3,583 筆

平成27年度地籍調査作業：南国市久枝

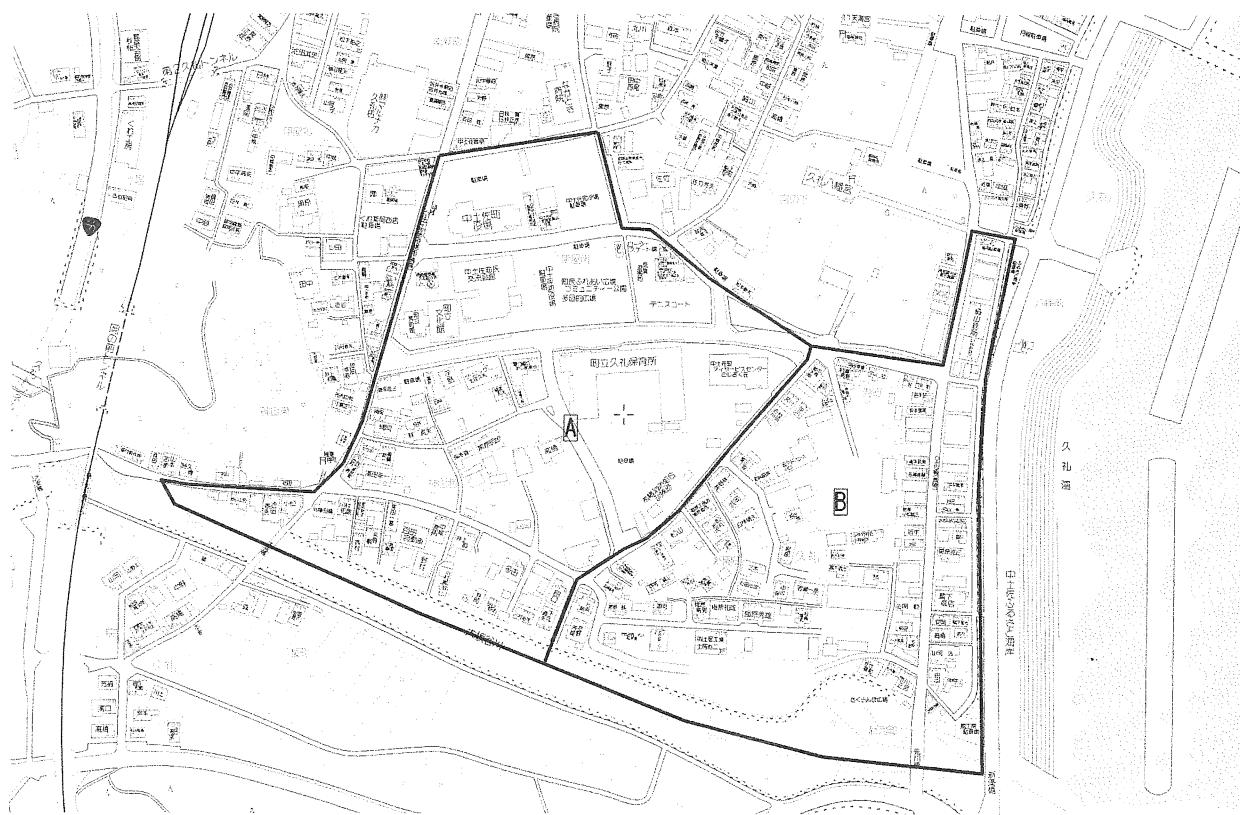


班長				
前田 巧	川本 達夫	三田 哲矢	橋 秀明	山岡 勝

●調査面積……0.34 平方キロメートル

●調査筆数……約 1,478 筆

平成27年度地籍調査作業：高岡郡中土佐町久礼



	班長	副班長		
A班	掛川 澄人	田中 豊博	芝 正三	古谷 正宏
B班	西森 裕保	結城 勇雄	太田 泰昭	大崎 誠

●調査面積 …… 0.08 平方キロメートル

●調査筆数 …… 約 291 筆

平成27年度 14条地図作成作業に参加して

高知支部 佐野巧也

昨年の平成26年度14条地図作成作業に引き続き参加させて頂きました佐野です。

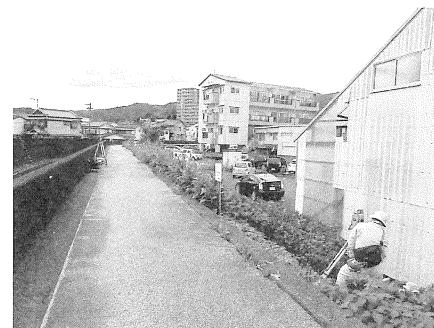
昨年は登録初年度でいきなり副班長という大役を仰せつかったということもあり、緊張した中の作業でしたが、今年は2回目の参加でしたので、またも副班長でしたが、昨年に比べ落ち着いて作業できたように思います。

班の中での私の位置づけは副班長でありながら下っ手（笑）。担当はドリルマン（境界標打設係）、そして測量は器械マン及び計算。作業が進んでいく中で担当区域の図面が出来上がっていくのは気持ちのいいものでした。もちろん最後は班長が仕上げましたが。

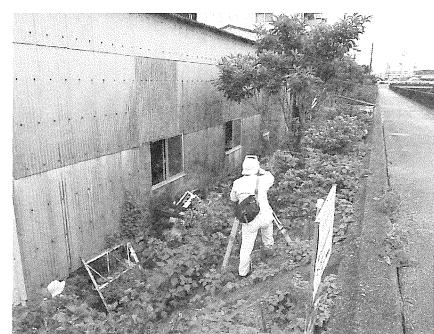
作業を進めていく上で、担当地域の地権者の方々が非常に協力的だったことが印象に残っています。立会・測量する範囲が広いこの作業、車の置き場所に困ると予想して挑みましたが、各箇所に駐車場を確保することができたこと、立会前に資料を整理してくれていたこと、境界線付近の伐採など、中には地籍調査と勘違いして怒られる方もいましたが、関係する地権者の方々にこの作業の理解がなければここまで協力をしていただけなかったでしょうし、業務の完遂は容易ではなかったことでしょう。ありがとうございました。

今年は、この作業範囲内に都市計画道路の買収区域があり、それを分筆するにあたって必要な作業を平行して行っている班があります。同時進行ということもあり大変だったことだと思います。そのため、その班から私の班へ5ブロックほど担当区域の移譲があり範囲拡大となりましたが、全体会でその班の苦労を考慮した結果です。少しは負担軽減に協力できたように思います。

最後に、この作業は班を組んでの作業となりますので、登録2年目の私にとっては班員の先輩方との作業は非常に勉強になる時間でした。地権者との話し方及び交渉術、境界線に関する考え方、境界標の打設方法、使用道具及び使い方など、どれをとっても新鮮でした。知らないことがまだまだあるとは思っていましたが、それを実感した非常に貴重な時間でした。これからも日々精進して業務に励んでいきたいと思います。



14条B班測量風景



14条B班測量風景

地籍調査業務に携わってみて

高知支部 加 藤 敏 仁

こがね色にゆれる稻穂と、新興住宅団地に点在する旧家。それと、小高い里山や、そこ麓にたたずむ古くからあるケアハウスなど、我々A班が担当する、地籍調査区域の雑多な地勢に、8月、事前踏査に臨んだ。

吉村班長、田岡副班長、沖田班員、猛暑の中、みな頻繁に喉を潤す。ペットボトルが手放せなかった。あつという間に、三ヵ月が過ぎ去り、豊かに実った稻は刈り取られ、トラクターで掘り起こされた、黒い土のむき出しになった田んぼに、冷たい秋雨の降りそそぐ頃になっても、まだ第一次の地権者による、境界立会は続く。

境界標識を設置する、自ら、ドリルマンを志願した私であったが、11月初旬、ナンバーは、2050点超えに達した。

右腕の筋肉痛に悩まされつつも、えもいわれぬ充実感に包まれていた。一般の事件では、なかなか味わうことができない、奉仕活動にも似た達成感である。

設置された境界標識を、後日、測量部隊が探しやすいようにと、ピンクのリボンで結び目印をする。昨年に引き続きお世話になっている、丹念な手作業に定評のある、Y補助員さんに、私は頭の下がる思いで一杯になる。

あるいは、知らない団地に入り、あるいは、面識のない地権者を前に、境界立会のお願いをするとき、スムーズな進行に欠かせない、とても心強い存在であったのが、現地に暮らす推進委員さんたちの地域に根付いた誠実な人柄であった。

確定した境界の一点一点に、魂をこめてドリルを回し、ハンマーを振り下ろし、金属鉄を打ち込む時、さながら鍛冶屋のハンマー職人になったような気分の私には、遠い日の、17条地図作製事業のことが淡い虹のように想い返されていた。

昭和56年度、土佐山田岩次地区において、高知県土地家屋調査士会にとって初めてとなる、それは画期的な事業への新参者の参画であった。

当時、入会早々であった私には、強烈な印象として残り、諸先輩方の卓越した技能を教わり、ありがたく、また法務局長から頂いた感謝状は、宝物のようにずっと事務所に飾っている。

いま地籍調査に携わる、特に入会早々の若い土地家屋調査士の皆さんに、そしてまた14条地



図整備事業参へ参加する皆さんに、私は一人の先輩として、心からエールを送りたい。今こそ、壮大なドラマの能動者になりましょう、これは私たちから未来の地権者たちへ、境界の紛争を根絶する平穏へのプレゼントになるのです、と。

たとえば、11月14日土曜日の作業日誌である。午前9時過ぎ、一次立会の変則立会のあと、歯抜けとなつた立会未了者への、何軒ものアポなし突撃立会を行い、一つだけヒットした。

それからは、雨天のため、班会を実施するが、復元測量と座標変換の仕分け、地区外との立会、二次立会の案内状送付リストの作成、地図一部閉鎖の可否など検討し、その他もろもろの問題点の整理で一日が暮れたと、記された。

私は、今回の地籍調査業務を通して、あらためて人の世の縁の不思議さと、土地家屋調査士という職業の有する、その責任の重大さを痛感した。

具体例を一つ挙げよう。久しぶりに再会した、もう、齢こそ90歳というT氏。

私との30年前の出逢いを、彼は鮮明に語り、懐かしく想い出し、当時の測量作業の大変だった労力を、現在と比較し、称えてくれた。今回の地籍調査では、そのT氏こそ、かなめ的な存在であるばかりでなく、広範囲な土地の所有者であり、ことごとく親切に、真実の筆界確認に、快くご協力を頂いた。

立会をした現場から近傍とはいえ、歩いて自宅に帰るT氏の傍に私はそっと寄り添い、自然にT氏の体を支え、坂道を下り、そのT氏の肌の温もりをわき腹にしっかりと捉えていた。

この土地の境界という調査測量の業務こそ、単に飯を食うための労働ではなく、職業人として眞面目に生きることの、その眞実の深い意味合いを間違ひなく教えてくれたのである。還暦を一年過ぎた私が、そう確かに想うのである。

高知市が推進する地籍の調査という、関係各位とともにその一端を担う、我々が取り組む遠大な業務に、苦難を越え、むしろ感謝の念さえ沸き起こっていた。

「Tさん、いつまでもお元気でお暮しください」

私はT氏の手を握った。

別れの言葉は、あえて告げずに、ただ感謝の意だけを伝え述べた。

他の班のことは分からぬが、A班は、委託された業務の完了という終着駅はまだまだ見えない。

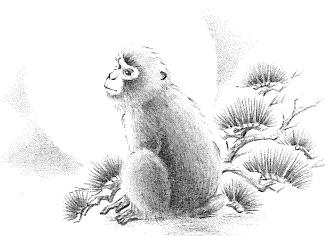
書き表したいことは尽きないけれど、締め切り日も間近に迫り、依頼された「地籍調査に携わっての雑感」の原稿にピリオドを打ち、栃煌山が横綱鶴竜を破り先場所の雪辱を果たした日、明日の作業日に備えます。

境界の立会の際、聞き取り会話と調査力に長け、その場を和ます副班長と、ヘビースモーカで几帳面な班長の体調を気にしながらも、もっと気になるのは、明日の天気。天気予報では、曇りのち午後からは雨のようです。（実は、天気予報よりも早く、早朝より雨が降り出し、作業日は中止になりました。内心ホッとした）



申年生まれのアンケート

- ①支部名 氏名
- ②今年の抱負
- ③調査士としての苦労話など印象に残った事
- ④趣味について
- ⑤未来の調査士像について
- ⑥本会へのご意見、ご要望



*** 昭和 19 年 (1944 年) ***

① 高知支部 沢村富美子

- ② 6 回目の申年を迎え、この年で仕事が出来る事に喜びを又苦しみを感じています。
今年一年健康で仕事が続けられることを願っています。
- ③ 18 年前、隣接地の方に、夜間立会のお願いに伺ったところ、隣接所有者は大トラで体には模様がチラホラ見えており、大きな声で威嚇されたりしましたが、後日の立会の時には大トラが猫になっていました。偶然にも 2 年前その所有者の土地の測量、分筆を依頼され、以前の立会が役にたちました。
- ④ 15 年続けているフラダンス、健康維持とボケ防止に頑張っています。
- ⑤ 若い調査士さんが入会していますので調査士が希望を持って業務が出来る様に

*** 昭和 31 年 (1956 年) ***

① 東支部 小松俊郎

- ② 筋トレ & ぼちぼちダイエット、迷惑をかけないゴルフ
- ③ 1. 亂開発造成に端を発した境界確定訴訟の鑑定人としての測量
 - ・現況や構造物の出来高にとらわれすぎ隣地との筆界の誤認のために発生した訴訟。改めて筆界は難しいと感じた。
- 2. 原告（甲）が両側隣接地（乙、丙）を訴えた境界確定訴訟。
 - ・両側被告乙、丙から依頼された乙号資料のための測量。
 - ・境界紛争はまさに人的訴訟といわれる縮図を見たような感じであり、また訴訟ならではの測量の細かさと進め方、見極め方の難しさを知った。
- 3. 建物滅失錯誤の回復登記

本人申請により建物滅失登記申請がされ実調を経て閉鎖されたが、実は主建物、符 1 は滅失であるが、符 2 が現存していた。回復登記の登記事件は開業 30 年間で初めてであった。実調のあり方、確認方法に疑問を感じた。

- ④ 1. 下手なゴルフを解消。やはり練習を継続的にしないと。とにかく前に前に進めるようになりたい。
- 2. 付き合い始まった中年おやじの軟式野球、相当な月日がかかったがトレーニングによってマウ

ンドからホームベースまで勢いよく腕を振って投げられるようになった。30歳台時は運動より酒であったにしても、肩、体の柔軟さは今の方がよくなっている。

- ⑤ 測量士の技術、知識と調査士の筆界知識、紛争解決の知識とを合わせ持った調査士。
- ⑥ 開業して30年。法務省、法務局との関係において官民意識の相違、距離を感じる。今後の連合会、単位会の姿勢、方向性は会員の取扱い事件の内容、件数、売上等の実態を踏まえて考えてみる必要性があるかと。

*** 昭和43年（1968年）*****

① **高知支部 山崎亮介**

- ② 数少ないのであろう依頼案件を迅速・丁寧且つ正確に対応できればいいなと思います。
- ③ 色々とあったように思いますか、この場では・・・。
- ④ まだ小さい息子、娘と遊ぶこと位でしょうか。
- ⑤ 全国には志の高い若い土地家屋調査士がたくさん居ますので、きっと今より良くなっていると期待したいです。
- ⑥ 会務が大変な事は少しですが承知しているつもりですので、くれぐれも健康にご留意して下さい。

*** 昭和55年（1980年）*****

① **高知支部 松坂諭志**

- ② 仕事をする！！
- ③ この仕事を始めてから蜂に遭遇する確率がかなり高くなった。先日も長浜の地籍で、頭のすぐ上に顔位の大きさの雀蜂の巣があり、声も出なかった(@_@;)
- ④ テニス 料理 うまいもの巡り
- ⑤ 今の子供たちが土地家屋調査士になりたいと思えるくらい、認知度、仕事幅を増やしていきたい。

① **東支部 橘秀明**

- ② 今年で開業4年目になりますので、飛躍の年にしていきたいです。
- ③ 既存未登記建物の表題登記で何度も現場に足を運び、成果を納品した時に申請人からビール1ケース頂いたこと。
- ④ サーフィン・キャンプ・山登り・素潜り等外遊びが好きです
- ⑤ 土地家屋調査士制度が今後も、発展・継続していく様に願っております。
- ⑥ 今後とも、よろしくお願いします。

* * * * *

① 高知支部 濱口輝幸

- ② 調査士登録二年目となる今年は、頑張るのは当然、それでいて常に心に余裕を持って業務に臨むことを心がけたいと思います。
- ③ 登録してまだ一年もたっていないので苦労と言えるほどの経験もしておりませんが、印象に残ったという点では、実務経験がほとんどない状態で開業したというのは、小心者の自分としては随分と思い切った決断でした。
- ④ 趣味といえるようなものは特にありませんが、最近田邊満夫先生の補助者の方の影響で金魚（土佐錦）を飼い始めました。
- ⑤ 今後、時代の流れと共に「依頼者」はどこまで「お客様」になるのか、「調査士」はどこまで「経営者」になるのか、なんてことが気になります。

調査士は調査士の業務を知っているだけでは不十分ということが実務に携わっていく上で思い知られました。今後求められる知識がより「広く」「深く」なるだろうと思いますし、その知識を伝える能力も問われると思います。身につけられるよう頑張っていきたいです。

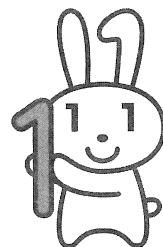
- ⑥ 今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひします。

特集

マイナンバー制度の実務への影響と対応

< 第1版 >

- I マイナンバー制度とは？
- II 調査士がすべきことは何か？



平成27年11月30日

Copyright © TKC National Federation, All Rights Reserved.

1

I マイナンバー制度とは？

Copyright © TKC National Federation, All Rights Reserved.

2



I マイナンバー制度とは？

1. マイナンバー（個人番号）の導入目的と利用範囲

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不正に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。



国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。



行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



出典：内閣官房「事業者向けマイナンバー広報資料」（平成27年5月版）

Copyright © TKC National Federation, All Rights Reserved.

3



平成28年1月以降、マイナンバーは、こんな場面で必要となります。

社会保障関係の手続

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護など

税務関係の手続

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定講習などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載

災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務など

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続を行うことになります。
- 税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策に関する業務や、これらに係わる事務や、地方公共団体が実行で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月以降

住民票の住所に通知

住民票を有する方（住民票がある外国人を含む）に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

お問い合わせの場合は、住民票の住所が異なる場合には、受け取ることができるない可能性があります。

平成28年1月

マイナンバーの利用開始

税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続で、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

※平成28年1月以降では平成29年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

平成29年1月

個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成29年7月

地方公共団体等も含めた情報連携を開始

情報連携により業務が確実かつスムーズになります、国民の負担が軽減。暮らしももっと便利になっていきます。

出典：内閣官房「事業者向けマイナンバー広報資料」（平成27年5月版）

Copyright © TKC National Federation, All Rights Reserved.

4



I マイナンバー制度とは？

2. マイナンバー（個人番号）と法人番号

項目	マイナンバー（個人番号）	法人番号
桁数	12桁	13桁
通知元	市町村長	国税庁長官
通知方法	通知カード	書面通知
通知時期	平成27年10月以降	平成27年10月以降
通知対象	住民票を有する人 (住民票がある外国人を含む)	株式会社等の 設立登記法人など
番号の利用目的の制限	あり ※法令・条例で定めた 範囲内でのみ利用可能 (税・社会保障・災害救助等)	なし ※官民を問わず自由に利用可能
番号の検索	不可	可

- (1) マイナンバーは、住民票コードから生成されますが、「不可逆」であるため、住民票コードを推測できないようになっています。
- (2) マイナンバーの変更は原則としてできませんが、不正に使用される恐れがあるときに限り、市町村長が、請求または職権で変更できます。
- (3) 法人番号は1法人に1つ指定されます。法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されません。



I マイナンバー制度とは？

3. 通知カードと個人番号カード

項目	通知カード	個人番号カード					
様式	<p>通知カード</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>個人番号 ○○○…○○○</td></tr> <tr><td>氏名 番号花子</td></tr> <tr><td>住所 △県○市口町1-1-1</td></tr> <tr><td>平成○年○月△日生 性別 女</td></tr> <tr><td>発行 平成○○年○月○日 ○市長</td></tr> </table> <p>マイナンバーと基本4情報を券面に記載（顔写真なし）</p>	個人番号 ○○○…○○○	氏名 番号花子	住所 △県○市口町1-1-1	平成○年○月△日生 性別 女	発行 平成○○年○月○日 ○市長	<p>表面：基本4情報と顔写真 裏面：マイナンバーを記載 I Cチップ：基本4情報とマイナンバーを記載</p>
個人番号 ○○○…○○○							
氏名 番号花子							
住所 △県○市口町1-1-1							
平成○年○月△日生 性別 女							
発行 平成○○年○月○日 ○市長							
作成・交付	平成27年10月～12月に、全員に郵送（簡易書留）で交付	平成28年1月以降、希望者に交付					
有効期限等	個人番号カードを交付された場合に (は返納)	20歳以上：10年間 20歳未満：5年間					

- (1) 通知カードは顔写真がないため、身分証明書としては利用できません。
- (2) 個人番号カードは、住基カード（住民基本台帳カード）の後継であるため、個人番号カード交付時は、住基カードも返納しなければなりません。

**マイナンバーを、
きちんと受け取って活用するために。**

あなたのマイナンバーは、平成27年の10月以降に送付されます。
4つのポイントを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

- point 1 住所確認**
原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。
- point 2 書留の中身を確認**
マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。
 マイナンバーの「通知カード」
 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
 説明書
返信用封筒は大切に保管してください。
- point 3 個人番号カードを申請**
個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。
①郵送で申請
個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ
②オンラインで申請
スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請
その他の方も受け申込
- point 4 個人番号カードを受け取る**
平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。
無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。
①大切に保管していた「通知カード」
②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
③運転免許証などの本人確認書類
※運転免許証、オシキイシヨウの本人確認書類は「パスワード設定」が必要になります。

**個人番号カードは無料で取得でき、
本人確認に利用できる公的身分証明書です。**

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、様々な本人確認の場合で利用できるカードです。
市町村に申請することで、平成28年1月以降に交付されます。

●マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するための書類の提示も求められます。通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できません。運転免許証などの書類を用意する必要があります。

●マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が1枚で完了します。




プラスチック型

○氏名、住所、生年月日、性別、
本人の写真

※住民カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複登録はできません。
カードのデザインは、現在地図中です。

○マイナンバー等が記載、
ICチップ搭載

個人番号カードで、様々なサービスが利用できます。

- ICチップに記録される電子証明書を用いて、e-Taxなどの電子申請を行えます。
- 図書館利用証や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用できます。
- コンビニなどで、住民票などの証明書が取得できます。

将来的にも様々な使いみちが検討されています。

各種民間オンライン取引/口座開設	オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引を利用することも検討されています。
引っ越しで必要な手続をワンストップで	行政機関への各種届出に加え、電気、ガス、水道などの民間サービスへの届け出がワンストップでできるよう検討されています。

出典：内閣官房「事業者向けマイナンバー広報資料」（平成27年5月版）

Copyright © TKC National Federation, All Rights Reserved.

7

I マイナンバー制度とは？

4. マイナンバー制度の安全性

TKC全国会



個人情報の漏えい対策は大丈夫？

他人にマイナンバーを使われて「なりすまし」被害にあったらどうしよう…

国に個人情報をなんでも一元管理されてしまうのでは？

プライバシーはきちんと守られるの？

制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

システム面

個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。

行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。平成29年1月から、「情報提供等記録開示システム」が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかを自身で確認することが可能になります。

●万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日専用ダイヤルで対応します。

●顔写真やパスワードが認定されていますので、もともと不正利用されるリスクは限定的です。

出典：内閣官房「事業者向けマイナンバー広報資料」（平成27年5月版）

Copyright © TKC National Federation, All Rights Reserved.

8



I マイナンバー制度とは?

5. マイナンバー（個人番号）の利用

**平成28年1月以降、税や社会保障の手続で
従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。**

- 源泉徴収票の作成手続
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払調書作成など

※例：社会保険保険料の対応スケジュールは17ページをご覧ください。

マイナンバーの取扱いにあたっては、
ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーをその内容に含む個人情報の適正な取扱いのために、民間事業者が最低限守るべきことや、より万全な対応が望ましいことを示したガイドラインを特定個人情報保護委員会が作成しました。マイナンバーの利用・提供・保管制限や特定個人情報の安全管理の内容・方法について、全従業員への研修等によるガイドラインの理解と遵守の徹底をお願いいたします。

ガイドラインのダウンロードはこちら

特定個人情報保護委員会 検索

法人には法人番号が通知されます。

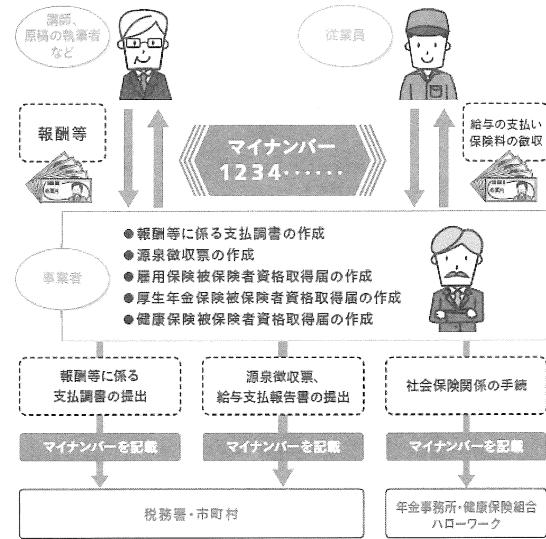
平成27年10月から、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

※法人番号は、株式会社などの「独立行政法人」のほか、「市町村」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。
(法人の支店・事務所等や従業員の方には指定されません。)

法人番号について詳しくはこちら

法人番号 国税庁 検索

平成28年1月以降、マイナンバーはこのように利用されます。



マイナンバーの利用フロー図

```

graph TD
    A[報酬等] --> B[マイナンバー 1234...]
    C[源泉徴収票の作成] --> B
    D[雇用保険被保険者資格取得届の作成] --> B
    E[厚生年金保険被保険者資格取得届の作成] --> B
    F[健康保険被保険者資格取得届の作成] --> B
    B --> G[報酬等に係る支払調書の提出]
    B --> H[源泉徴収票、給与支払報告書の提出]
    B --> I[社会保険関係の手続]
    G --> J[マイナンバーを記載]
    H --> K[マイナンバーを記載]
    I --> L[マイナンバーを記載]
    J --> M[税務署・市町村]
    K --> M
    L --> N[年金事務所・健康保険組合ハローワーク]
  
```

出典：内閣官房「事業者向けマイナンバー広報資料」（平成27年5月版）

Copyright © TKC National Federation, All Rights Reserved.



I マイナンバー制度とは?

6. マイナンバー（個人番号）を利用する場合の注意点

注意点 1 取得

マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！

- 利用目的をきちんと明示する必要があります。

法律の範囲内で利用目的を定めて明示しておく必要があります。

●マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行います。

取得の際は他人になりすまし等を防止するため、厳密な本人確認を行います。

従業員が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を提出する場合、従業員が扶養親族の本人確認をすることになります。

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを持っている場合

個人番号カードを持っていない場合

以下でのもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認	番号確認
運転免許証やパスポートなど	通知カード or 住民票（マイナンバー付き）など

注意点 2 利用・提供

事業者は税や社会保障に関する手続書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、役所に提出！

- 利用目的以外の利用・提供はできません。

マイナンバーの利用・提供例

税関係	源泉徴収票、給与支払報告書、支払調書など
雇用保険関係	雇用保険被保険者資格取得（喪失）届など
健康保険・厚生年金関係	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得（喪失）届など

注意点 3 保管・廃棄

マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ！

- 必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

翌年度以降も継続的に雇用契約がある場合
所管法令によって一定期間保管が義務付けられている場合など

●不必要なたら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

マイナンバーを事務で利用しなくなった場合
保管期間を経過した場合など

年次ごとにファーリングするなど、廃棄や削除を前提に「保管体制」を確認してみよう。

※現に雇用関係のある従業員については、採用時に身元確認が済んでいると考えられるため、身元確認を省略することも認められています。

出典：内閣官房「事業者向けマイナンバー広報資料」（平成27年5月版）

Copyright © TKC National Federation, All Rights Reserved.



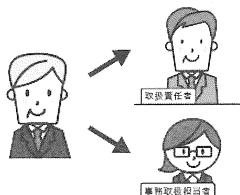
I マイナンバー制度とは？ 7. マイナンバー（個人番号）の安全管理措置

安全 管理 措置

組織的・人的安全管理措置

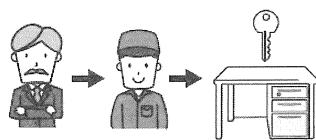
● 担当者の明確化

担当者以外がマイナンバーを取扱うことがないように、取扱責任者や事務取扱担当者など担当者を明確にしましょう。



● 適切な教育

従業員に対するマイナンバー制度概要の周知など、従業員への教育も大切です。



物理的・技術的安全管理措置

- シュレッダーなどプライバシーに配慮して書類を廃棄できるよう準備



- フィルタ付き棚を用意
- ウィルス対策ソフトウェア導入
アクセスパスワードを設定



- パーテーションの設置や座席の工夫



- 覗き見されない座席配置
など

※事業者の選択に応じて対応してください。

すでに情報漏えい対策を実行している事業主の方も多いと思われますが、マイナンバーの取扱いは、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています。
いま一度、対策の見直しとそれを踏まえた準備をお願いいたします。

出典：内閣官房「事業者向けマイナンバー広報資料」（平成27年5月版）

Copyright © TKC National Federation, All Rights Reserved.

11



I マイナンバー制度とは？ 8. マイナンバー（個人番号）に関する罰則

(1) 罰則についての考え方

①番号法では、マイナンバーを含む個人情報が不正利用された場合に国民が不利益を被ることを防止する必要性から、マイナンバーの不正取得などの行為に対して、従来の個人情報保護法制よりも重い罰則が定められています。

罰則の具体的な内容は、次スライドのとおりです。

②なお、これらの罰則は、不正な目的で行われた行為に対して適用されます。

過失によるマイナンバーの漏えいや紛失で番号法上の罰則を科されることはないので、過度に罰則を不安視する必要はありません。

③ただし、情報漏えいや紛失などの事故が発生した場合の、民事上の責任や会社の信用低下などのリスクは、罰則とは別問題です。

そのためにも・・・

本日のセミナーでご説明する安全管理措置のポイントを参考に、
マイナンバーの安全管理体制を構築しましょう！

Copyright © TKC National Federation, All Rights Reserved.

12



I マイナンバー制度とは？

8. マイナンバー（個人番号）に関する罰則

(2) 事業者またはその従業員等が科される罰則

- ① マイナンバーの不正使用防止の観点から、個人情報保護法よりも重い罰則が定められています。
- ② 法人の従業員が違反行為を行った場合、行為者（従業員）だけでなく法人も罰せられます（両罰規定）。

	行為	法定刑
1	個人番号利用事務等に従事する者が、 正当な理由なく 、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 or 200万円以下の罰金 or 併科
2	上記の者が、 不正な利益を図る目的で 、マイナンバーを提供、または盗用	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金 or 併科
3	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、または財物の窃取、施設への侵入等 によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金
4	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役 or 50万円以下の罰金
5	特定個人情報保護委員会による検査等に際し、 虚偽の報告、虚偽の資料提供、検査拒否等	1年以下の懲役 or 50万円以下の罰金
6	偽りその他不正の手段 により「個人番号カード」や「通知カード」を取得	6か月以下の懲役 or 50万円以下の罰金



II 調査士がするべきことは何か？



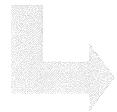
II 調査士がるべきことは何か？

1. 調査士で実施すべきこと

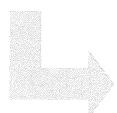
調査士で実施すべきこと

平成27年9月まで
マイナンバー通知開始前まで

平成27年10月～12月
マイナンバー通知期間



平成28年1月
マイナンバーの利用開始時



平成28年1月以降隨時
マイナンバーの利用開始以後

Copyright © TKC National Federation, All Rights Reserved.

15



II 調査士がるべきことは何か？

1. 調査士で実施すべきこと

平成27年9月まで
マイナンバー通知開始前まで

平成27年10月～12月
マイナンバー通知期間

平成28年1月
マイナンバーの利用開始時

平成28年1月以降隨時
マイナンバーの利用開始以後

①従業員等の住所確認

②社内ルールの策定

③従業員への教育

マイナンバーの「通知カード」は、平成27年10月以降、住民票の世帯ごとに郵送(簡易書留)で届きます。

- ・従業員に、住民票の確認を依頼してください。
- ・住民票の住所と異なるところにお住まいの従業員は、「通知カード」を受け取れません。

[項目例]

- ①マイナンバー取扱担当者
- ②マイナンバー管理責任者
- ③収集方法
- ④本人確認方法
- ⑤保管場所・保管方法
- ⑥廃棄ルール
- ⑦紛失時の報告体制

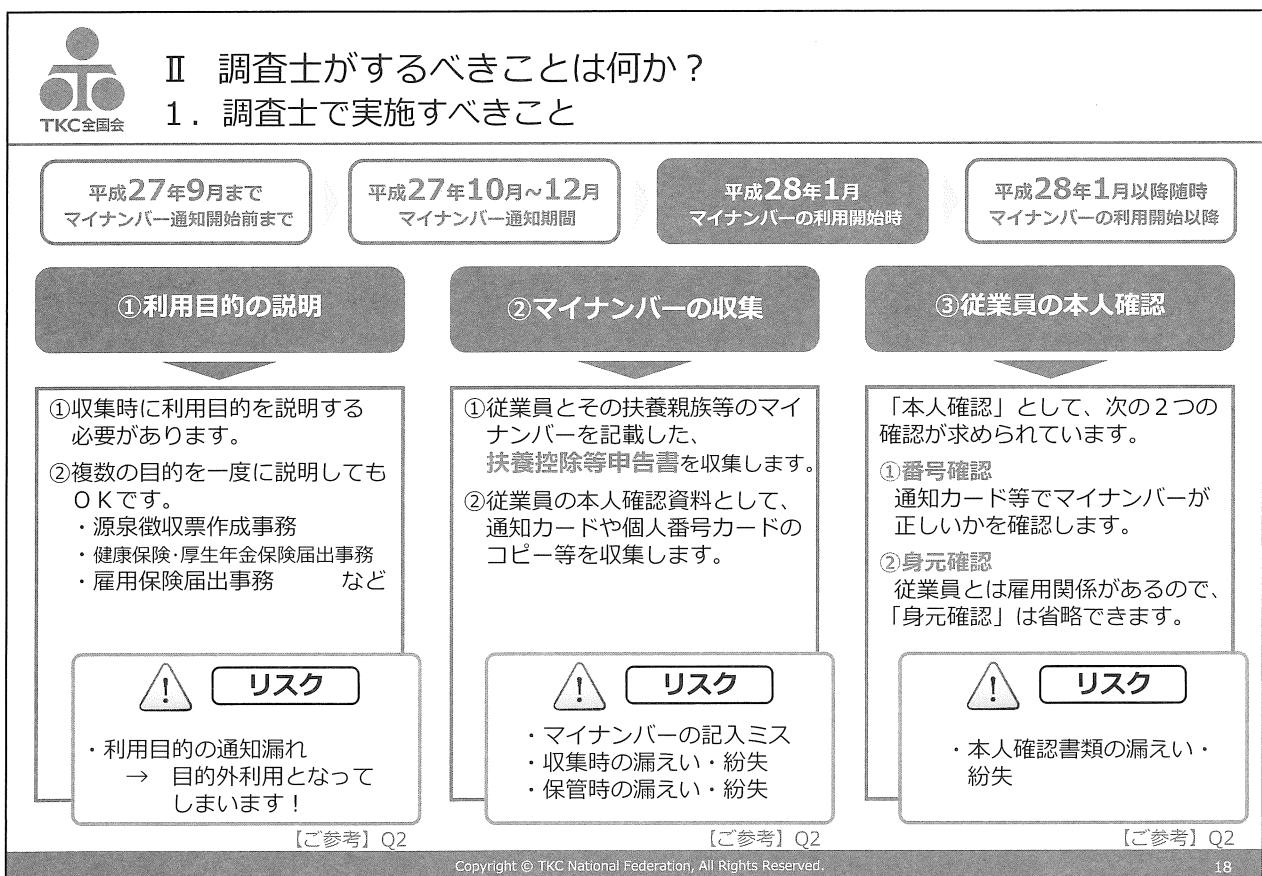
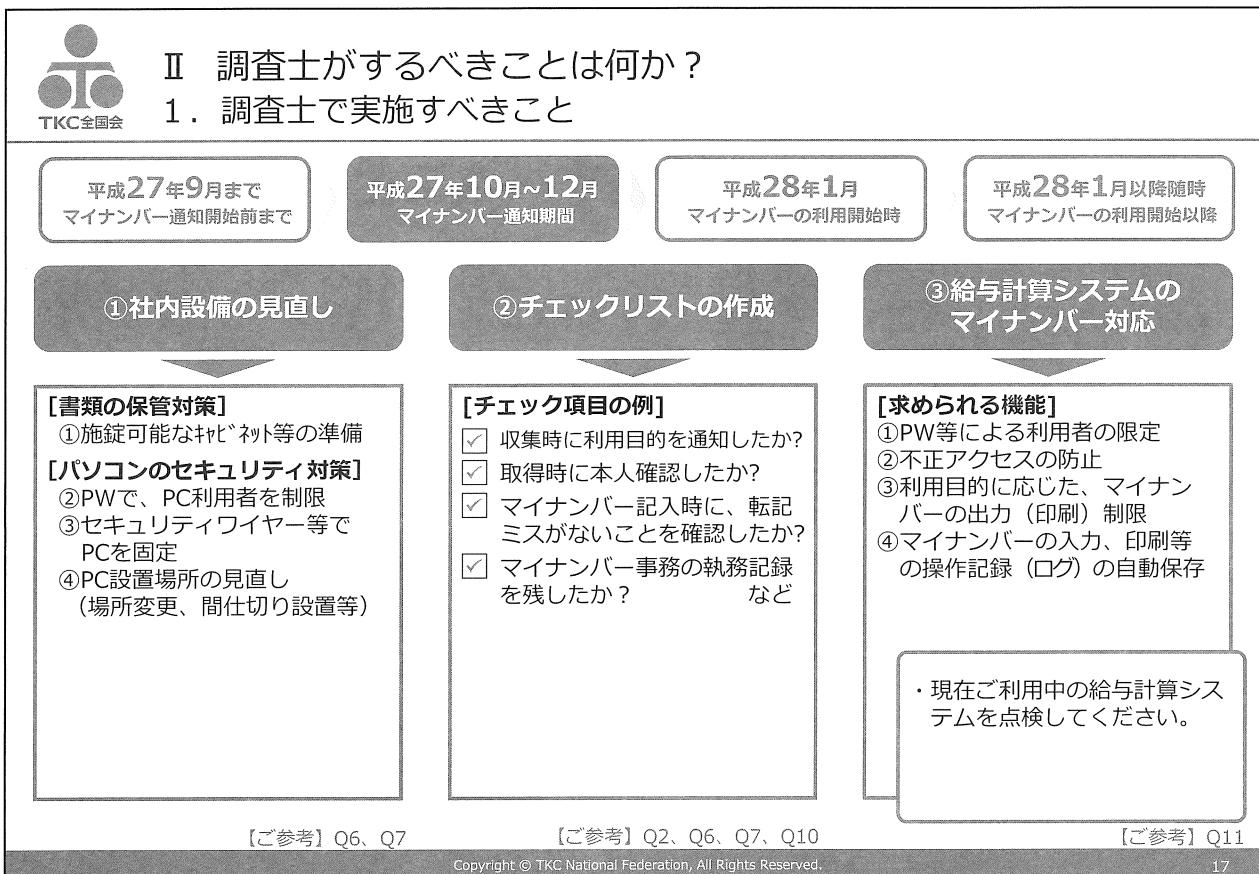
①マイナンバー取扱担当者に、制度の実務を教育し、社内ルールを周知しましょう。

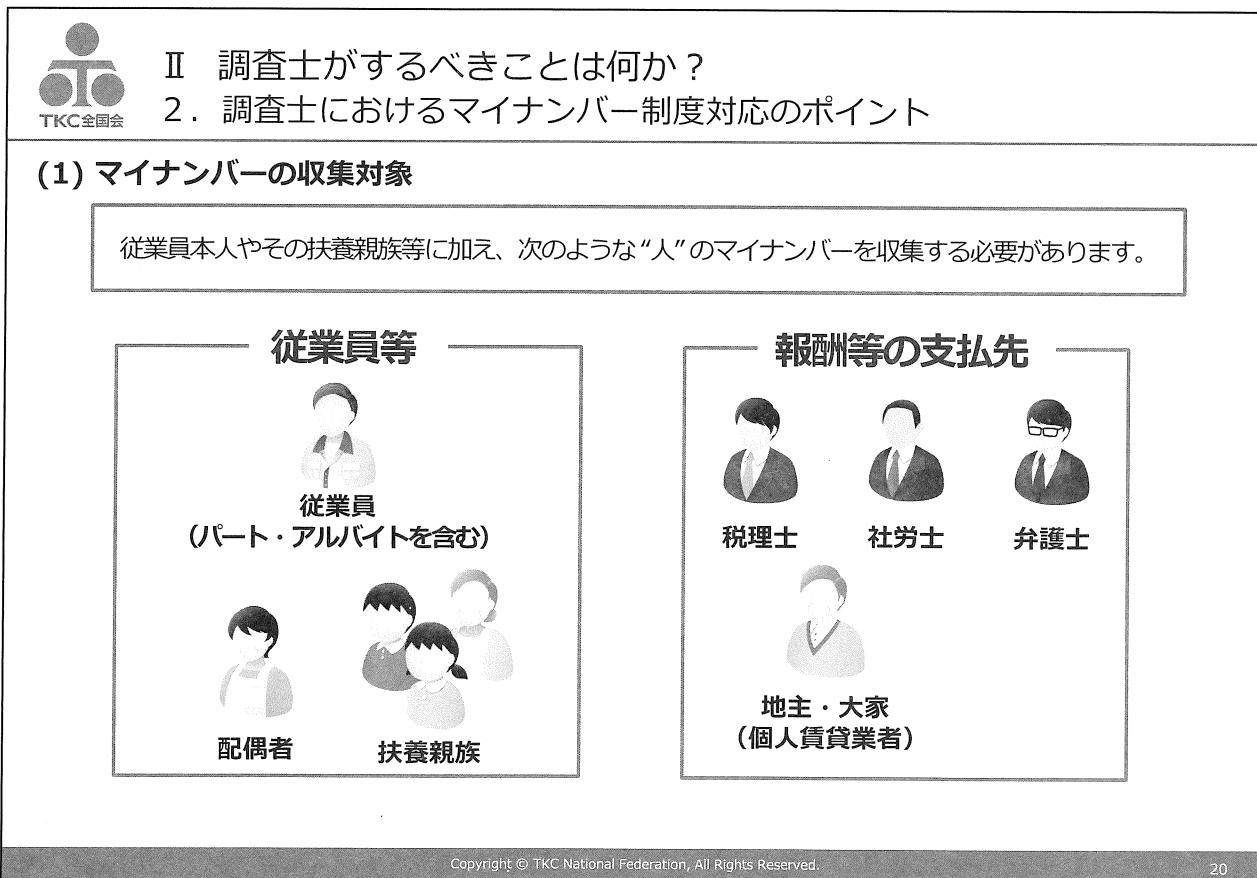
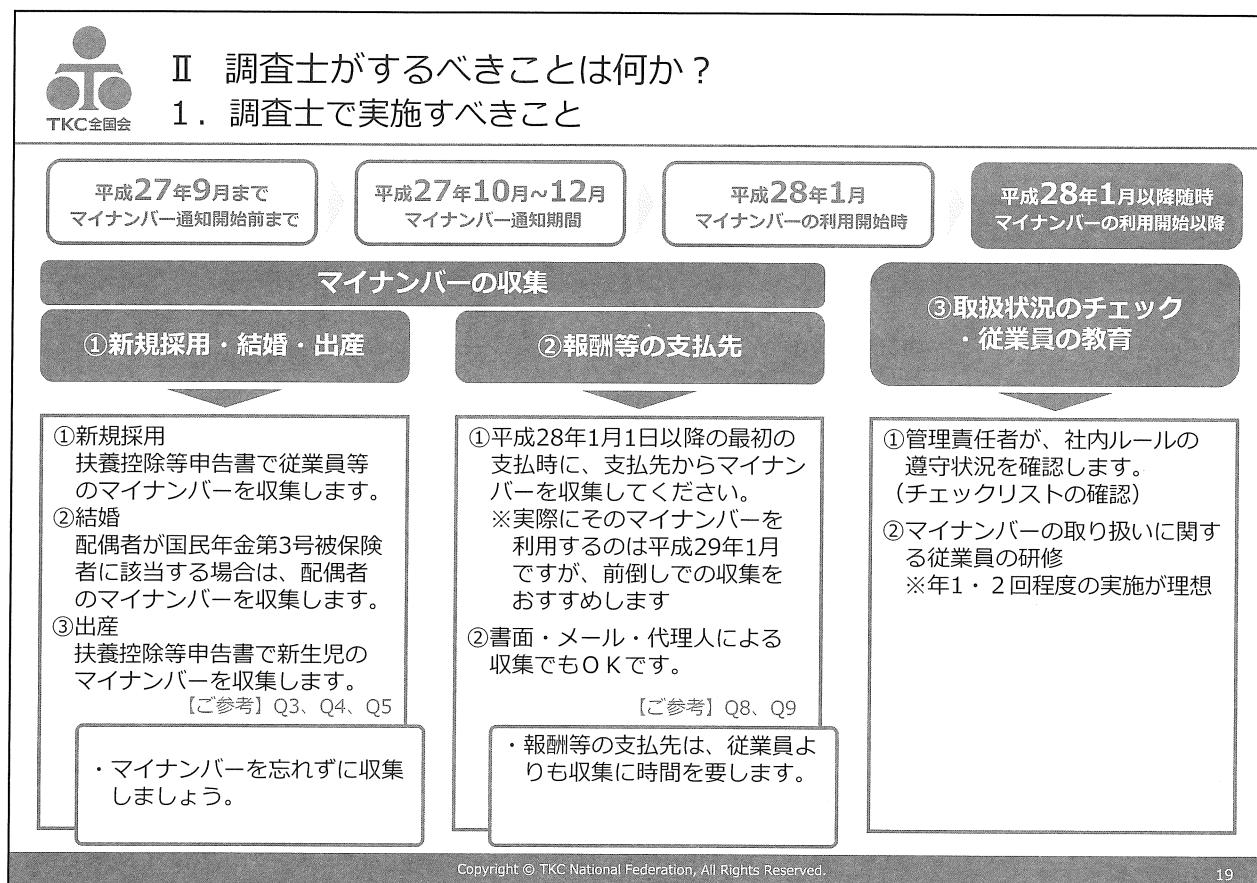
②マイナンバーを取り扱わない従業員には、制度の概要を教育しましょう。

【ご参考】Q2、Q6、Q7、Q10

Copyright © TKC National Federation, All Rights Reserved.

16







II 調査士がるべきことは何か？

2. 調査士におけるマイナンバー制度対応のポイント

支払先	法定調書の種類	記載開始時期	収集時期 (本人確認時期)
税理士 社労士 弁護士	報酬、料金、 契約金及び賞金	平成29年1月	平成28年1月1日以降、最初の 支払時をおすすめします。 ※遅くとも平成29年1月の支払 調書提出までに収集する必要 があります。
地主・大家 (個人賃貸業者)	不動産関連 (地代・家賃など)		



報酬等の支払先については、距離的な問題等から、マイナンバーの収集に時間を要します。
報酬等の支払先のマイナンバーについては、早めの収集をおすすめします。



II 調査士がるべきことは何か？

2. 調査士におけるマイナンバー制度対応のポイント

(2) マイナンバーを記載する書類と記載開始時期

マイナンバーの収集対象	行	マイナンバーを記載して提出する主な書類と記載開始時期(期限)	
		書類	記載開始時期 (期限)
従業員（パート・アルバイトを含む） 従業員の配偶者 従業員の扶養親族	1	健康保険・厚生年金保険被保険者 資格取得（喪失）届	平成29年1月
	2	健康保険被扶養者（異動）届	平成29年1月
	3	国民年金第3号被保険者関係届	平成29年1月
	4	雇用保険被保険者資格取得（喪失）届	平成28年1月
	5	源泉徴収票、給与支払報告書	平成28年分 ①退職者：平成28年1月以降の退職時 ②退職者以外：平成29年1月
報酬等の支払先	6	報酬・不動産使用料等の支払調書	平成29年1月
個人事業主の場合 ※ 経営者	7	法定調書全般（源泉徴収票等）	平成28年1月から順次
	8	印紙税申告書	平成28年1月
	9	納税証明書・交付請求書	平成28年1月
	10	所得税申告書	平成28年分（平成29年2月16日～）
経営者の事業専従者・扶養親族等	11	所得税申告書	平成28年分（平成29年2月16日～）

※法人の場合は、法人番号を記載するため、マイナンバーは不要です。

Q 1 マイナンバー制度が実施されると、会社の事務負担が増えるだけでなく、罰則が課されるリスクもあると聞きました。制度開始前に従業員にどのようなことを知らせておくべきでしょうか？

A 1 マイナンバーの利用目的や、取り扱う上での禁止事項、漏えい対策の重要性などを理解してもらうことが必要です。また、マイナンバーの取り扱いについての社内ルールを決めておきましょう。

Q 2 マイナンバーは、どのようにして従業員から集めるのでしょうか？

A 2 従業員のマイナンバーを収集する際、会社としては、①利用目的を説明した上で、②マイナンバーが記載された『扶養控除等申告書』などの提出を受け、さらに、③本人確認を行う必要があります。

Q 3 扶養親族のマイナンバーを収集する際には、従業員のマイナンバーと比べて注意する事項はありますか？

A 3 源泉徴収関係（扶養控除等申告書）では、扶養親族の本人確認は従業員自身が行いますが、国民年金の第3号被保険者届のように、手続きによっては扶養親族等のマイナンバーの取得時に会社が本人確認する必要があります。また、従業員の本人確認とは必要な書類が異なります。

Q 4 新たに従業員を採用した場合、どのようにマイナンバーを収集すればいいでしょうか？また、採用時の手続きでマイナンバーが必要なものは何ですか？

A 4 入社時の提出書類と『扶養控除等申告書』にマイナンバーを記載して、提出してもらいます。また、取得したマイナンバーは雇用保険や健康保険・厚生年金保険の『被保険者資格取得届』等で必要になります。

Q 5 従業員が結婚・出産した場合、どのようにマイナンバーを収集すればいいのでしょうか？また、どのような手続きでマイナンバーが必要になりますか？

A 5 従業員が結婚し、姓や住所が変わった場合、個人番号カードの記載事項が変更されますが、マイナンバーは変わりませんので、追加的な本人確認は必要ありません。出産で扶養親族が増えた場合には、扶養控除等申告書への追加記載が必要です。

Q 6 マイナンバーを取り扱う上で保存しなければならない書類は何ですか？

A 6 『扶養控除等申告書』のように、所管法令で一定期間の保管が義務付けられた申告書等は保管が必要ですが、それ以外の本人確認書類等は保管義務はありません。本人確認書類等については、本人確認の完了後は保管しないように決めておいたほうが、安全管理の観点から有効です。

Q 7 マイナンバーの漏えい等の防止のため、安全管理措置が必要だと聞きました。具体的に何をすればいいのですか？

A 7 最低限の準備として、①マイナンバーの取り扱いに関する従業員教育、②マイナンバーの取り扱いルールの決定、③マイナンバーを取り扱う人の限定、④外部からの不正アクセス防止、⑤パソコンの設置場所の工夫（のぞき見防止）を行ってください。

Q 8 従業員以外からマイナンバーを取得・記載する必要のある書類には、どのようなものがあるでしょうか？

A 8 税理士・社会保険労務士への報酬の支払いや、地主・大家への地代家賃の支払い、株主への配当金の支払いなどに関する法定調書を作成するときに、マイナンバーが必要になります。

Q 9 報酬や地代家賃などの支払い先と、直接対面してマイナンバーを取得できない場合はどうしたらよいですか？

A 9 支払い調書の作成にあたっては、対面で本人確認書類の提示を受けることが困難な場合も考えられます。その場合に、「書面による取得」「メールによる取得」「代理人を経由する取得」などの方法が考えられます。

Q 10 マイナンバーは、業務で使用しなくなったら廃棄しなければいけないのですが、どのように廃棄すればいいのでしょうか？

A 10 マイナンバーは、法令で定められた用途で利用する場合に限り、保管が認められています。このため、マイナンバーを使用する業務が終了したら、可能な限り速やかに、復元不可能な方法で廃棄する必要があります。

Q 11 給与計算や法定調書作成等のシステムを導入する場合、どのようなシステムを選択するとよいでしょうか？

A 11 システムに入力したマイナンバーの安全管理機能が高いシステムを選択することが重要なポイントです。

【参考】**1 通知カードの取扱い**

通知カードは、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること並びに法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、法第16条の規定に基づく本人確認以外の本人確認の手続において、通知カードを本人確認書類として取り扱うことは適当でないとされているため、これを不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第72条第2項第3号の書類等の本人確認情報として取り扱うことはできない。

2 添付情報に個人番号が記載されている場合の取扱い

添付情報として個人番号が記載されている住民票の写し等が提供された場合は、原則として、調査時に個人番号部分をマスキングする。

なお、個人番号がマスキングされた書類が提供された場合には、当該書類の原本が提供されたとすることはできないことから、これを添付情報として取り扱うことはできないので留意されたい。

.....

御礼申し上げますソフトボール大会

財務部長 久保貴雄

さる平成 27 年 10 月 31 日（土）午前 9 時 00 分より前年につづき土佐市の土佐公園グランドにおいて開催されました。参加団体は、高知地方法務局、高知弁護士会、高知県司法書士会、高知県社会保険労務士会、高知県行政書士会、高知県土地家屋調査士会でした。

なんと天気は、晴れ。去年せっかく各団体の皆様があつまっていたいさあ開始というときに雨が降りだし、じゃんけん大会になった無念の思いがおでんとうさまにつたわったのか、私、財務部長の日頃の行いからか、ハロウィーンなのかわかりませんがいい日和になりました。観戦のかたにはちょっと寒かったようですが。

開会式の仕切りは、財務部長の私がハンドマイク片手にロックなかんじでおこない（ハウリングしただけ）、ラジオ体操においても、私がダンスマスターになりスマホ＋ハンドマイクによるデジタルとアナログ機器のコラボレーションによるバックミュージックの中、みなさんダンス。

からだもあったまつていよいよ試合開始です。

財務部は私を含めアラフィフチームは裏方として、各コートの案内世話係に徹し、若手は、試合参加。

調査士会 A チームは、野球経験者多数いるので他団体をかるくひねってくれるのかとおもいきや、なかなか相手チームもてごわく、中盤までリードされているではありませんか。そんな時私に一声かかり、代打でバッターボックスへ、軽くセンター前ヒット、その後打線も続き、逆転し、いい船頭になったと悦にいったしだいです。その後試合にも勝って、次も勝ってくれるかなと、しかしさかの連敗。練習不足か、体力の限界か、二日酔いか？

B チームの先輩がたも一試合目後、ベンチで疲労困憊状態。他団体の方は、元気いっぱい。

うーん現場作業にでているのは調査士だけなのでは、体力勝負には、自身ありのはず？日々の業務にエネルギー使いすぎなのか？そういうことにしましよう。

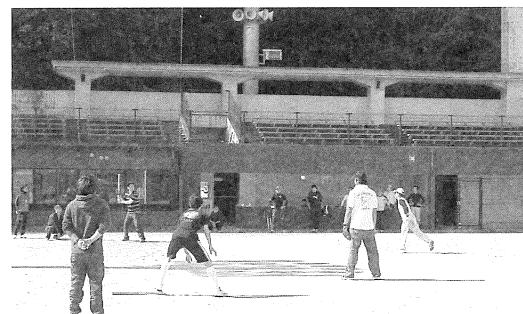
その後も、各団体熱戦をくりひろげ、後記のような結果になりました。

わが土地家屋調査士会は、残念な結果になりましたが、次回雪辱をはらしたいと思いますので、われこそはというかたは、参加おねがいします。応援でもかまいません。みなさん楽しみましょう。

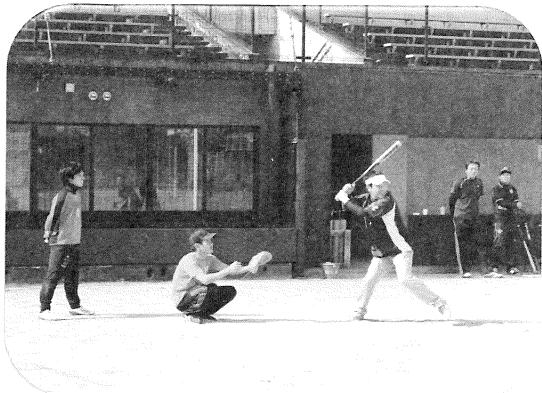
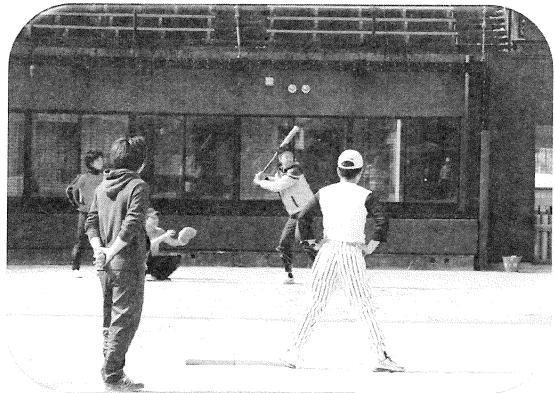
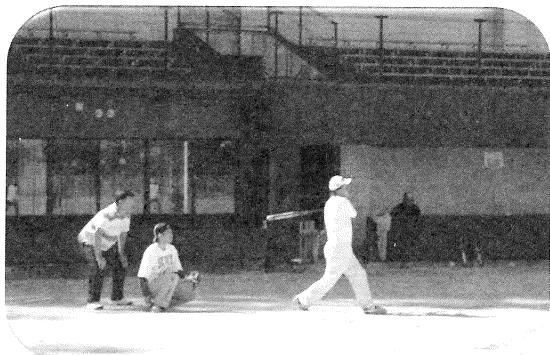
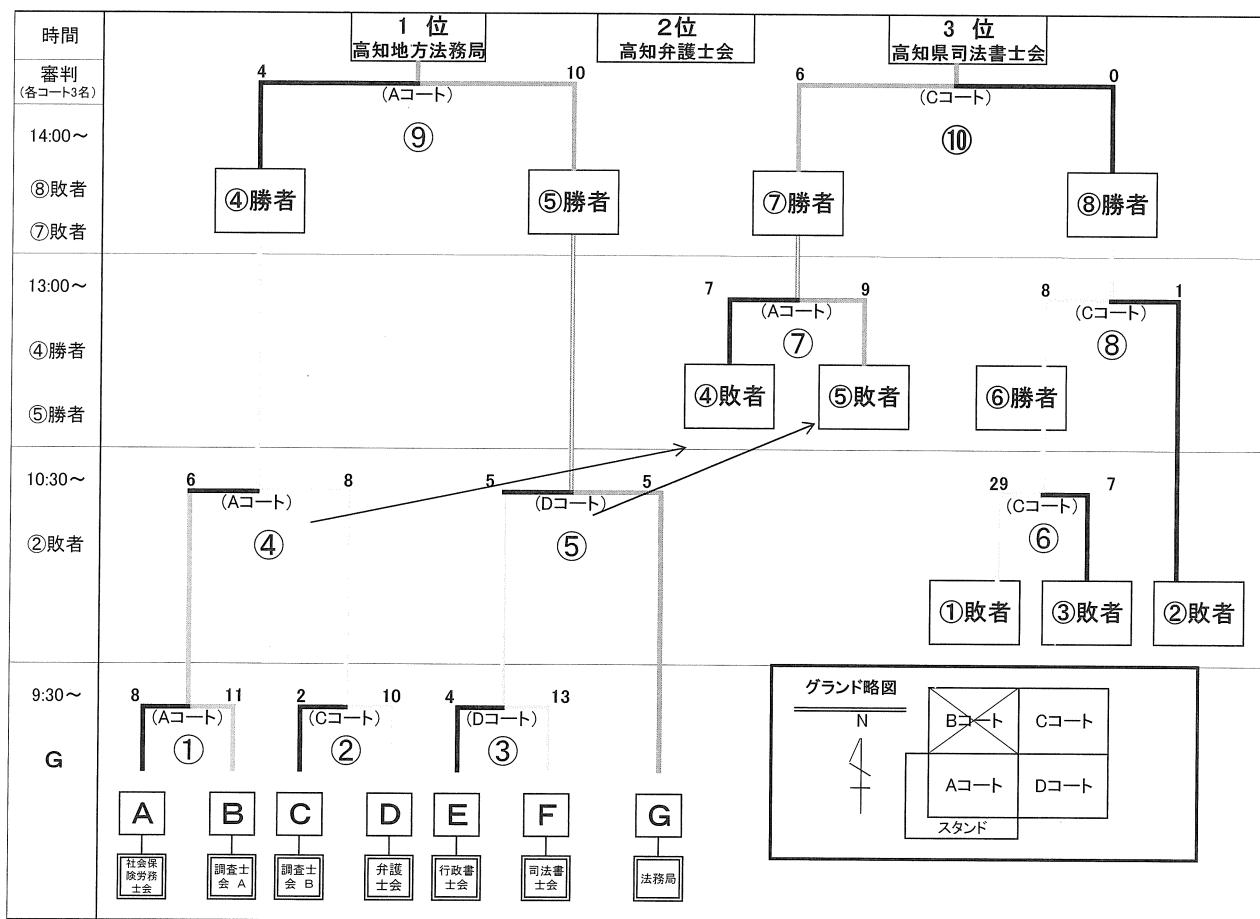
最後に、各団体の皆様、会員の皆様、事務局、協会地図室の方々のご協力によりとどこおりなく無事にソフトボール大会がおこなえましたことにお礼申し上げます。

また、懇親会においても 61 名の方が参加していただき盛大な親睦会になりました。各種団体の方々がこのように集まるのは、めったにないことなのでみなさん有意義な時間を過ごせたこととおもいます。重ね重ね、お礼申し上げます。

それでは、みなさん、平成 28 年度ソフトボール大会で、またお会いしましょう。



【試合結果】



○試合結果

Aコート 第1試合	1	2	3	4	5	計	
高知県社会保険労務士会	0	1	7	0	0	8	
高知県土地家屋調査士会A	1	3	0	7	X	11	
Cコート 第2試合	1	2	3	4	5	計	
高知県弁護士会	2	3	0	5	0	10	
高知県土地家屋調査士会B	0	0	1	0	1	2	
Dコート 第3試合	1	2	3	4	5	計	
高知県行政書士会	4	0	0	0	0	4	
高知県司法書士会	4	0	7	2	X	13	
Aコート 第4試合	1	2	3	4	5	6	計
高知弁護士会	3	0	1	0	0	4	8
高知県土地家屋調査士会A	0	0	4	0	0	2	6
Dコート 第5試合	1	2	3	4	5	計	ジャンケン
高知地方法務局	0	0	0	2	3	5	3
高知県司法書士会	2	0	2	1	0	5	1
Cコート 第6試合	1	2	3	4	5	計	
高知県社会保険労務士会	6	4	1	12	6	29	
高知県行政書士会	2	0	3	2	0	7	
Aコート 第7試合	1	2	3	4	5	計	
高知県土地家屋調査士会A	4	0	1	2	0	7	
高知県司法書士会	5	1	3	0	X	9	
Cコート 第8試合	1	2	3	4	5	計	
高知県土地家屋調査士会B	0	1	0	0	0	1	
高知県社会保険労務士会	5	2	1	0	X	8	
3位決定戦	1	2	3	4	5	計	
高知県社会保険労務士会	0	0	0	0	0	0	
高知県司法書士会	0	1	2	3	X	6	
優勝決定戦	1	2	3	4	5	計	
高知弁護士会	1	2	1	0	0	4	
高知地方法務局	0	0	3	7	X	10	

○順位

- 優 勝 高知地方法務局
 準優勝 高知弁護士会
 第3位 高知県司法書士会
 第4位 高知県社会保険労務士会
 第5位 高知県土地家屋調査士会A
 第6位 高知県行政書士会
 第7位 高知県土地家屋調査士会B

会長賞：長田弘志（高知県土地家屋調査士会A）
 理事長賞：林 良太（高知弁護士会）
 MVP賞：石飛圭啓（高知地方法務局）



行 事 日 程

平成28年1月13日	会員数に応じた事業助成に関する意見交換会
平成28年1月13日～1月14日	全国会長会議・平成28年新年賀詞交歓会
平成28年1月29日	「不動産登記規則第93条不動産調査報告書（改定） 及び不動産登記法第14条地図作成作業に関する ブロック協議会での説明会」 四国ブロック協議会平成27年度 第2回会長会議
1月29日～1月31日	四国ブロック協議会 新人研修
平成28年2月 5日～2月 7日	第11回土地家屋調査士特別研修（基礎研修）
平成28年2月 5日	土佐土業交流会『新年賀詞交歓会』
平成28年3月11日～3月12日	第11回土地家屋調査士特別研修（集合研修）
3月13日	第11回土地家屋調査士特別研修（総合講義）
平成28年3月18日	四国ブロック協議会平成27年度 第3回理事会
平成28年4月 2日	第11回土地家屋調査士特別研修（考查）
平成28年5月28日	定時総会

事・務・局・だ・よ・り

入 会 者

平成27年 1月20日	山 本 亮	(高知支部)
平成27年 2月 2日	濱 口 輝 幸	(高知支部)

編集後記

ある日の広報部会のこと、会報誌編集担当の次長が1枚のメモ書きを持って会議室に入ってきた。チラッと横目でメモを見ると部員それぞれの役割分担が書かれている。編集後記の担当欄に私の名前が書かれていた。

おとしの編集後記は私が担当していたので単に2年前の資料を打合せ用にコピペして持って来たのかなと思っていた。広報部員は7名いるので任期中に再度の編集後記担当は無いぞと油断したのがいけなかった。会議が進む中で「下村さん編集後記お願いします」の次長の言葉に驚きながらも頷いてしまった。おそらく広報部員の中でも一番文才の無い私がなぜ?と言う思いを今だに感じながら原稿を書いている。

ともあれ、あれから2年?。早い。まつこと早い。だいぶ前から早いな~とは感じていたが最近益々1年の経つのが早くなってきた。本でたとえると上、中、下巻の下巻に入っている歳なので仕方ないなと思いながらもやっぱり早い。1年という時間は子供も年寄りも同じなのになんで?と漠然と思っていたが、なるほどと感じた法則があった。

フランスの学者ポール・ジャネーが発案した『ジャネーの法則』である。生涯のある時期における時間の心理的長さは年齢の逆数に比例する(年齢に反比例する)。簡単に言うと例えば5歳の子供にとって「1年」は5歳のうちの「1年」なので人生の5分の1に当たる。つまり「1年」は人生の20%を占める長い時間になる。これが50歳となると「1年」は50分の1にすぎない。たったの2%!!なるほど1年が早いはずである。

作家の渡辺淳一は時間の流れの速さを川の流れにたとえてこう言った。「20代はチョロチョロ流れる小川、30代で川になり40代で急に早くなった流れは50代では激流 60代では滝のごとし」と。怖いですね~(汗)

ちなみにジャネーの法則は科学的に証明された理論ではありませんので、眉唾ジャネーの?的に読んで頂ければ幸いです。

しかし歳をとるほど時間が早く感じる事実です。これはきっと、時を無駄にしてはいけない。充実した1日1日を生きなければならないと言うメッセージなのでしょう。

最後になりましたが、本会報発行にあたりご多忙の中、沢山の方々にご執筆、ご協力を頂きまして誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

広報部 下村貴之



高知県土地家屋調査士会会報 NO. 49

会 報 委 員		發 行 所	高知市越前町2丁目7番11号
委 員 長 小田 誠司			高知県土地家屋調査士会
委 員 岡林 友紀・下村 貴之		TEL (088) 825-3132	
松坂 諭志・橘 秀明		FAX (088) 873-3018	
田岡 拓次		印 刷 所	川北印刷株式会社
發 行 人 谷相 恒行			南国市大塙甲1725-10
編集責任者 田邊 満夫			TEL (088) 863-3151

高知県土地家屋調査士会も
高知家の家族
です。



土地家屋調査士キャラクター 地識くん



高知県土地家屋調査士会